第４次吉川市男女共同参画後期基本計画

よしかわパートナーシップアクション

～多様性を認め合い

誰もが自分らしく生きることができるまち～

《素案》

この資料は、第４次吉川市男女共同参画後期基本計画の策定にあたり、皆様からご意見をいただくために、その原案をお示しするためのものです。

第４次吉川市男女共同参画基本計画から変更した箇所および削除する部分は文字色を赤色で表記しています。また、計画の体系を変更した箇所については、文字色を青色で表記しています。

令和９年３月

吉川市

目 次

第1章 計画の見直しにあたって

1 計画の見直しにあたって 1
2 国内外の男女共同参画に関わる動き 2
3 計画の位置づけ 5
4 計画の期間 7

第2章 これまでの取り組みと課題

1 これまでの取り組みと課題 8

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念 ２３
2 計画の基本目標 ２４

第4章 計画の展開

1 計画の体系 ２５
2 計画の展開
基本目標Ⅰ ジェンダー平等の意識づくり ２７
基本目標Ⅱ 配偶者等に対するあらゆる暴力のない社会づくり ３０
基本目標Ⅲ 安心して暮らせる環境づくり ３３
基本目標Ⅳ 誰もが活躍できる社会づくり ３８

第5章 計画の推進

1 重点事業 ４２
2 計画の進行管理 ４５
3 計画の推進体制 ４７

第6章 資料編

1 計画策定までの経過 ●
2 吉川市男女共同参画推進条例 ●
3 用語の説明 ●

第1章
計画の見直しにあたって

1 計画の見直しにあたって

本市では、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国の社会を決定する最重要課題として位置付けた「男女共同参画社会基本法」を国が制定する以前の平成７（1995）年、男女がともにいきいきと豊かに暮らせるまちづくりを目指す行動計画として「よしかわパートナーシップアクション 22」を策定しました。その後、平成 14（2002）年に「よしかわパートナーシップアクションⅡ」、平成 24（2012）年に「第３次吉川市男女共同参画基本計画」、令和４（2022）年に「第４次吉川市男女共同参画基本計画」と改定を重ね現在に至っています。

この間、平成 16（2004）年には、当市における男女共同参画を推進するための「吉川市男女共同参画推進条例」を施行し、男女共同参画の推進についての基本理念や、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するための市や市民等の責務、及び市の施策の基本的事項を明確にしました。

また、平成 13（2001）年「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の制定を受け、平成 21（2009）年「吉川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」の策定と合わせて、県内で１番目となる「吉川市配偶者暴力相談支援センター」の設置や、平成 27（2015）年には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の成立を受け、第３次吉川市男女共同参画基本計画後期計画において、「吉川市女性活躍推進計画」を合わせて策定しました。

これまでの取り組みによって、若い世代を中心に男女共同参画の意識は変わりつつありますが、固定的な性別役割分担意識[1]と、それに基づく社会制度の慣行は根強く残っています。特に令和元（2019）年に始まった新型コロナウイルス感染症の流行により、社会情勢は大きく変化しました。令和３（2021）年の内閣府による「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会」の研究報告によれば、特に家事や育児、介護など、家庭における家事労働の負担が女性に増加したことや、多くの非正規雇用の女性が職を失ったこと、配偶者などからの暴力（ドメスティック・バイオレンス、以下「ＤＶ」という。）や児童虐待の増加など、様々な課題が表面化しました。

こうした課題に対応するため、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」および「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が改正され、令和４（2022）年には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」、令和５（2023）年には「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が新たに成立するなど法整備も進められてきました。

そこで、現行計画が中間年を迎えることから、新法及び社会情勢の変化に対応した男女共同参画施策を推進していくため、計画の見直しを図ることとしました。

---

[1] 固定的な性別役割分担意識　男女問わず個人の能力によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、性別を理由として役割を固定的に分ける考え方。

2 国内外の男女共同参画に関わる動き

(1)国際的な主な動き

国際連合が昭和 50（1975）年を「国際婦人年」、それに続く 10 年を「国連婦人の 10 年」と定め、昭和 59（1984）年に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女性差別撤廃条約）を採択すると、性に基づく差別の撤廃と女性の地位向上に向けた世界的な取り組みは大きく前進しました。

平成 7（1995）年に開催された「第 4 回世界会議（北京会議）」では、女性の地位向上のための指針となる「北京宣言」及び「北京行動綱領」が採択され、女性差別撤廃条約にはない「女性に対する暴力」等、各国が取り組むべき課題が設定されました。

「北京宣言」及び「北京行動綱領」が採択されてから 20 年となる平成 27（2015）年には、「第 59 回国連女性の地位委員会（北京＋20）」が開催され、各国の取り組み状況に関する評価・見直しが行われました。

同年 9 月に開催された国連サミットでは、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。このアジェンダでは、17 の目標と 169 のターゲットからなる「持続可能な開発目標」（SDGｓ）[1] が掲げられ、その中の目標 5 には「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」という目標が掲げられました。

近年では、令和 2（2020）年に「第 64 回国連女性の地位委員会（北京+25）」が開催され、「北京宣言」及び「北京行動綱領」の完全な実現に向けて取り組みを強化する「第 4 回世界女性会議 25 周年における政治宣言」が採択されました。令和 7（2025）年には、「北京宣言」及び「北京行動綱領」採択から 30 年、国連によって国際女性デーが制定されてから 50 年を迎え、「国際連合の地位委員会」において、進捗状況と今後の展望が議論されました。

このように、さまざまな国際会議等において、女性の地位向上のための国際規範や基準について積極的な議論が行われており、日本も国際社会から取り組みの一層の強化が求められています。

[1] SDGs（エス・ディー・ジーズ）2016 年から 2030 年までの国際目標で、世界が抱える問題を解決し、持続可能な社会をつくるために世界各国が合意した 17 の目標・169 のターゲットから構成される。

（2）国の主な動き

昭和 50（1975）年の「国際婦人年」を契機に、我が国における男女平等に関する法律や制度の整備が進み、平成 11（1999）年に「男女共同参画社会基本法」が制定、翌年にはこれに基づく計画として、「男女共同参画基本計画」が策定されました。

その後、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（ＤＶ防止法）」の制定、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」等、法制度面の整備が進められました。

さらに、平成 27（2015）年に、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務づける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が、平成 30（2018）年に、政治分野における男女共同参画を推進するため、国や地方公共団体の責務等を定めた「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が成立しました。令和 3（2021）年には「育児・介護休業法」が改正され、男性の柔軟な育児休業の枠組みが創設、令和 6（2024）年には「育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法」が改正され、育児期を通じて多様な働き方を組み合わせることで、男女で育児・家事を分担しつつ、育児期の男女が共に希望に応じてキャリア形成との両立ができるよう、また仕事と介護の両立支援制度を活用できないまま離職に至ることを防止するように制度が拡充されるなど、性別に関わらず、職業における活躍を後押しする環境づくりが進められています。

令和４（2022）年には、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が公布され、市町村の責務として、女性の意思が尊重されながら、女性本人が自己決定および自己選択ができるよう、多様な支援を包括的に提供する体制を整備し、先駆的な女性支援を実施する「民間団体との協働」といった視点を取り入れること等が明記されています。

令和８（2026）年 3 月に策定された国の「第 6 次男女共同参画基本計画」では、「2020 年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が 30%程度となること」を目標に掲げ、2030 年までの確実な達成に向けた取り組みの強化をはじめ、女性も男性も暮らしやすい多様な幸せ(well-being)[1] の実現、フェムテック[2] の推進、テクノロジーの利活用、地域における男女共同参画推進による地域活性化などが示されました。

---

[1]Well-being:ウェルビーイング　個人の権利や自己実現が保証され、身体の健康、心の健康、社会との関係性など広い範囲において良好な状態、幸福を感じられることを意味する概念。何を幸せと感じるかはひとり一人によって異なることから、明確な定義はないとされる。

[2] フェムテック（Femtech）Female（女性）と Technology（技術）を組み合わせた言葉で、月経、不妊、妊娠・出産、更年期など、女性特有の健康課題をテクノロジーで解決する製品やサービスなどを指す。

(3)県の主な動き

埼玉県では、世界や国の動きに呼応し、庁内における推進体制や諮問機関の整備に取り組むとともに、平成12（2000）年には全国に先駆けて「埼玉県男女共同参画推進条例」を制定、同年、「埼玉県男女共同参画推進プラン」を策定しました。

平成 14（2002）年には、「埼玉県男女共同参画推進プラン」の改定とともに、男女共同参画推進の総合的な拠点となる「埼玉県男女共同参画推進センター（通称：With You さいたま）」を開設しました。

国の法律に基づき、様々な計画も策定し、それぞれの取り組みもなされています。令和４（2022）年には、「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第５次）」を策定、同年には「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」を制定するとともに、「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画」が策定されました。令和６（2024）年には、「埼玉県男女共同参画基本計画」の下位計画として、「埼玉県困難な問題を抱える女性支援基本計画」が策定されました。

また、埼玉県では、令和５（2023）年度から、先駆的に「ジェンダー主流化」[1] に取り組んでいます。県の各施策において、性別による格差が生じていないかを点検する事業点検を実施し、その結果を踏まえて手引き等を作成するなど、誰もが暮らしやすい埼玉県を目指しています。

[1] **ジェンダー主流化**　あらゆる施策において、ジェンダーの視点、つまり、性別による固定的役割分担、性差別、偏見等が長年にわたり人々の中に形成された社会的に作られたものであることを意識する視点を取り入れることで、一つの施策が結果として男女間で格差をもたらしていないかを点検し、ジェンダー平等の達成を目指し、その格差の解消を通じ、事業効果の向上を図っていくもの。平成 7(1995)年に開催された「第４回世界女性会議（北京会議）」において、国際的に広く提唱・認知された概念。

3 計画の位置づけ

(1)国の法律や市の条例等との関係

① この計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項に規定される「**市町村男女共同参画計画**」です。

② この計画は、吉川市男女共同参画推進条例（以下、「条例」という。）第 9 条に規定する**男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画**です。

③ この計画の中に盛り込む「**配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画**」は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下、「ＤＶ防止法」という。）第２条の３第 3 項に規定される「市町村基本計画」です。

④ この計画の中に盛り込む「**女性活躍推進計画**」は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法」という。）第 6 条第 2 項に規定される「市町村推進計画」です。

⑤ この計画の中に盛り込む「**困難な問題を抱える女性支援基本計画**」は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下、「困難女性支援法」という。）第８条第３項に規定される「市町村推進計画」です。

■男女共同参画社会基本法（抜粋）

（都道府県男女共同参画計画等）

第 14 条　～省略～

3　市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

■吉川市男女共同参画推進条例（抜粋）

（男女共同参画基本計画）

第９条　市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとします。

■配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（抜粋）

（都道府県基本計画等）

第２条の３　～省略～

3　市町村は（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

■女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（抜粋）

（都道府県推進計画等）

第６条　～省略～

2　市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

■困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（抜粋）

（都道府県推進計画等）

第８条　～省略～

3　市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

(2)市の総合振興計画と国・県の計画との関係

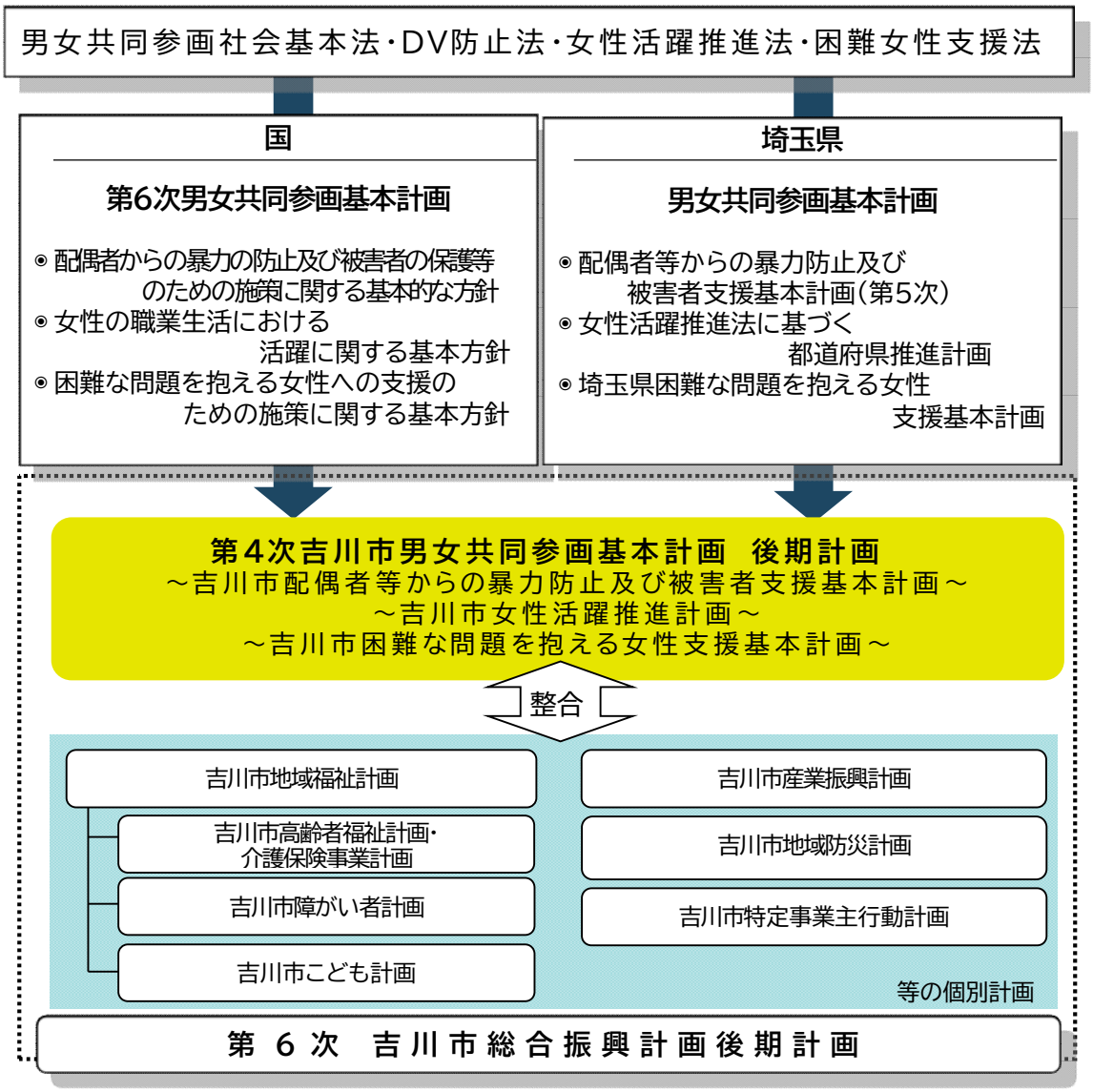
① この計画は、第６次吉川市総合振興計画における「パートナーシップによるまちづくり」のための個別計画です。

② この計画は、国の「第６次男女共同参画基本計画」及び「埼玉県男女共同参画基本計画」を勘案して定めます。

③ この計画は、国の「女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針」及び「埼玉県男女共同参画基本計画（基本目標Ⅱ）」を勘案して定めます。

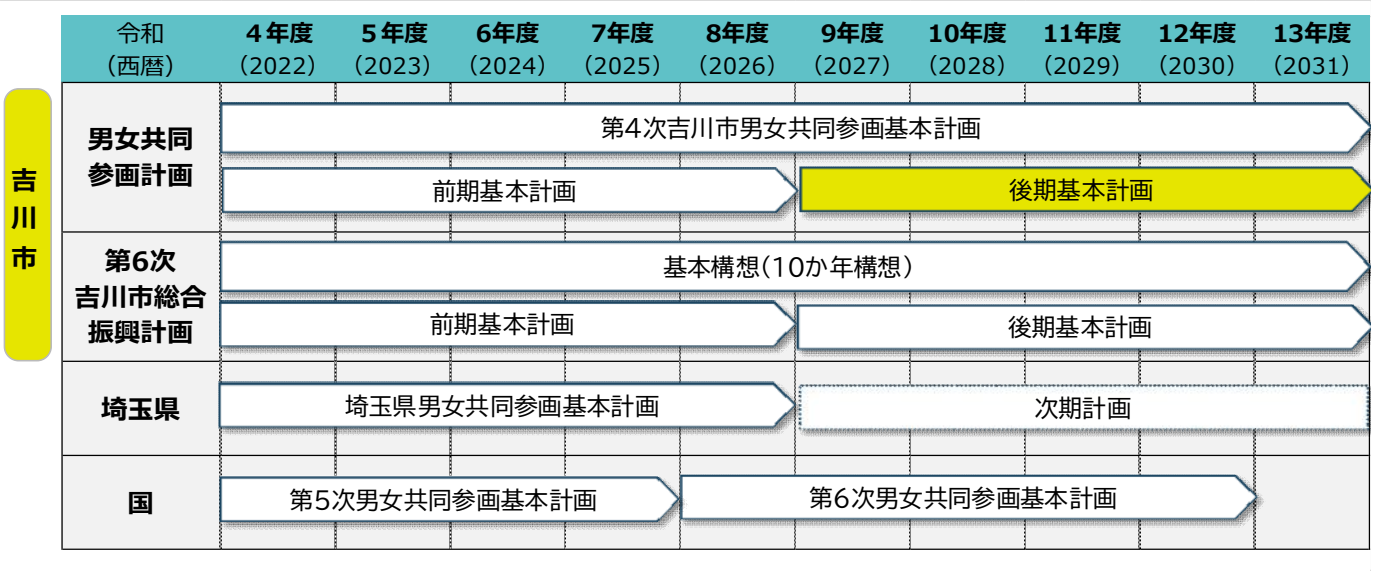
④ この計画は、国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針」に即し、かつ埼玉県の「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第５次）」を勘案して定めます。

⑤ この計画は、国の「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」に即し、かつ埼玉県の「困難な問題を抱える女性支援基本計画」を勘案して定めます。



4 計画の期間

この計画は、令和４（2022）年度から令和 13（2031）年度までの 10 年間を計画期間とし、国内外の社会情勢の変化や国の制度の改正、計画の進捗状況等を踏まえ、中間年度である令和８（2026）年度に見直しを行い、令和９（2027）年度から令和 13（2031）年度までの５年間の後期計画を策定するものです。



第2章
これまでの取り組みと課題

1 これまでの取り組みと課題

(1)基本目標Ⅰ　ジェンダー平等の意識づくり

取り組み

●ジェンダー平等に関する各種啓発●

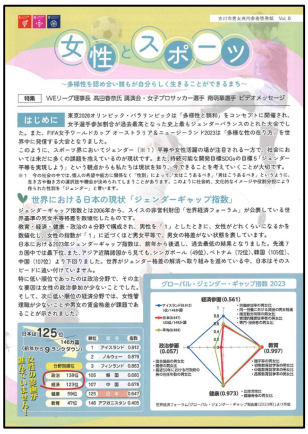
男女共同参画社会の実現のためには、男女が互いの人権を尊重し、性別にかかわらず一人ひとりが個性と能力を十分に発揮できる意識づくりが欠かせません。市では、ジェンダー平等意識を高めるため、毎年度啓発テーマを設けて、パネル展示やイベントを開催するとともに、啓発紙を発行しました。令和５年度からは、広報よしかわにおいて男女共同参画に関する特集記事を掲載し、広く周知に努めています。

あわせて、男女共同参画についての理解を深めるため、学校や家庭、地域における教育や学習機会の提供を行いました。

●多様な性への取り組み～パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度、他自治体との連携●

LGBT と言われる性的少数者の方やその家族の方について、当事者が抱えている困難さや生きづらさがより一層軽減されることを目指して、令和４年２月からパートナーシップ宣誓制度を、令和６年４月からはファミリーシップ宣誓制度を導入しました。あわせて、埼玉県内の全自治体と「パートナーシップ制度に係る連携に関する協定」を締結するとともに、「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク」に加入したことで、連携している自治体間で転入・転出した際も、簡易な手続きで引き続きパートナーシップ制度を利用することができるようになりました。









男女共同参画啓発紙（令和4年度から令和7年度）



パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度

成果や課題

①　成果指標

No.	指標名・説明	令和2年度（設定時）	令和7年度	令和13年度（目標）	達成状況
1	**男女の平等意識** 吉川市市民意識調査において、男女が平等に活動できていると「感じる」「どちらかと言えば感じる」と選択した割合。	69.6%	72.5%	80.0%	○
2	**男女の役割分担について「理想」と「現実」で、最も多い選択肢の一致** 吉川市男女共同参画基礎調査において、男女の役割分担の「理想」と「現実」について、最も多く選択された項目が一致。	不一致	一致	一致	◎

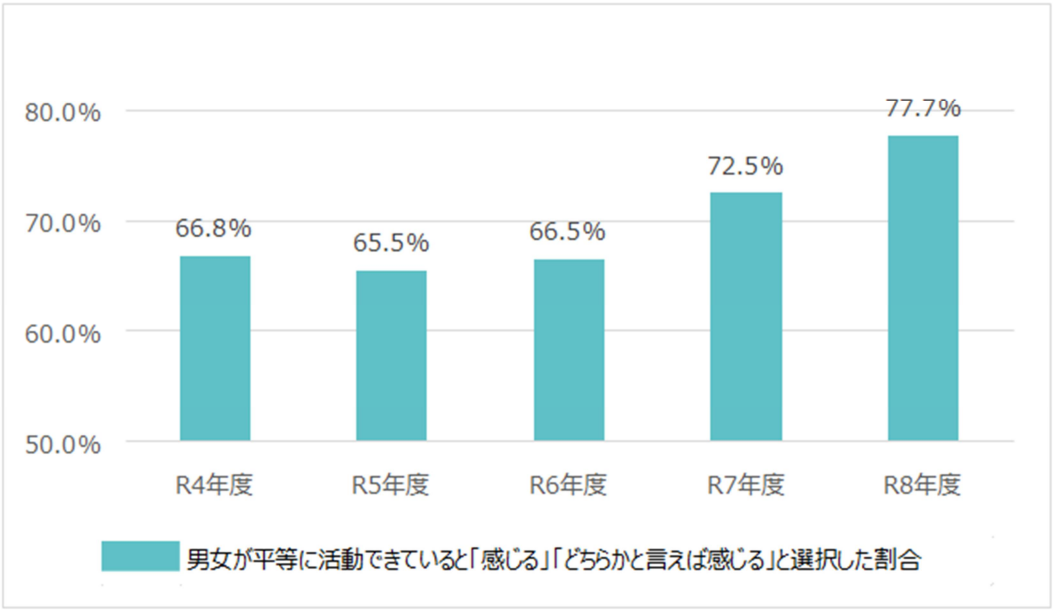
②　活動指標

基本目標	指標名・説明	令和2年度（設定時）	令和7年度	令和13年度（目標）	達成状況
Ⅰ	**人権セミナーにおけるジェンダー平等に関する講座の開催**	年１回実施	年１回実施	年１回実施	◎
	性の多様性に関する教職員等への研修の実施	－	年１回実施	年１回実施	◎
	ジェンダー平等に関する情報の発信数（媒体数） ①市広報 ②市ホームページ ③市公式X・男女共同参画Facebook ④男女共同参画啓発紙 ⑤男女共同参画週間のパネル展示 ⑥市民団体事業の共催 ⑦啓発イベント ⑧男女共同参画地域リーダー登録制度⑨おおしす男女共同参画コーナー ⑩おおしすだより ⑪おおしす男女共同参画講座⑫人権セミナー	11媒体	12媒体	12媒体	◎
	男性の育児・家事参加に関する事業の実施	年2回実施	年2回実施	年３回実施	△
	男女共同参画地域リーダーの登録者数	53人	66人	100人	○

※ 本章において、達成状況については、「◎：目標達成」、「○：向上（前回値を上回る）」、「△：変化なし（前回値と同様）」、「▼：低下（前回値を下回る）」となっています。

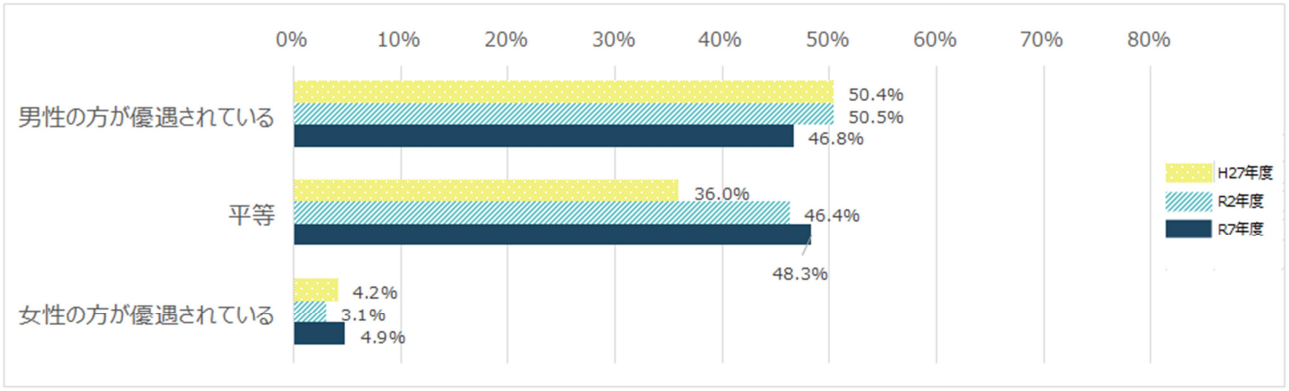
●ジェンダー平等について●

【図表1】男女の平等意識について（経年比較）（市民意識調査結果より）

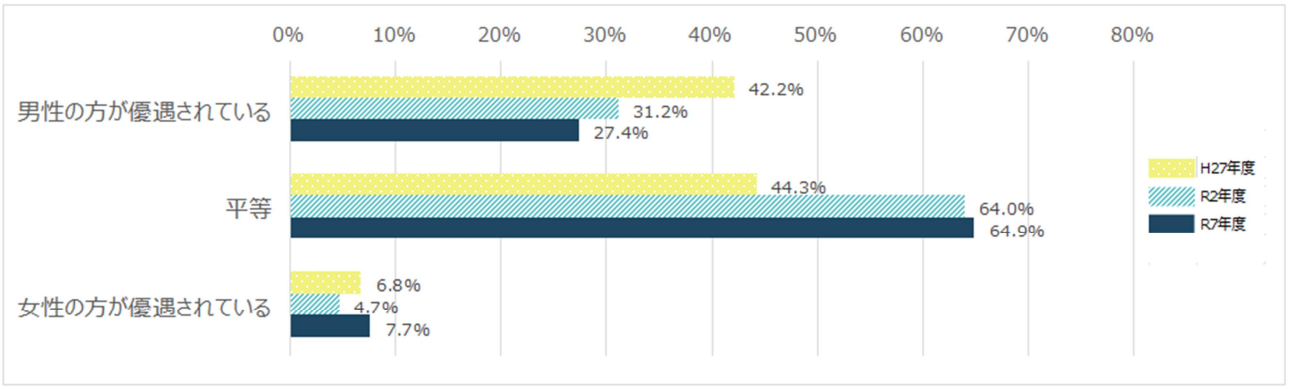


【図表2】男女の平等意識について（経年比較）（令和7年度吉川市男女共同参画市民意識調査結果より）

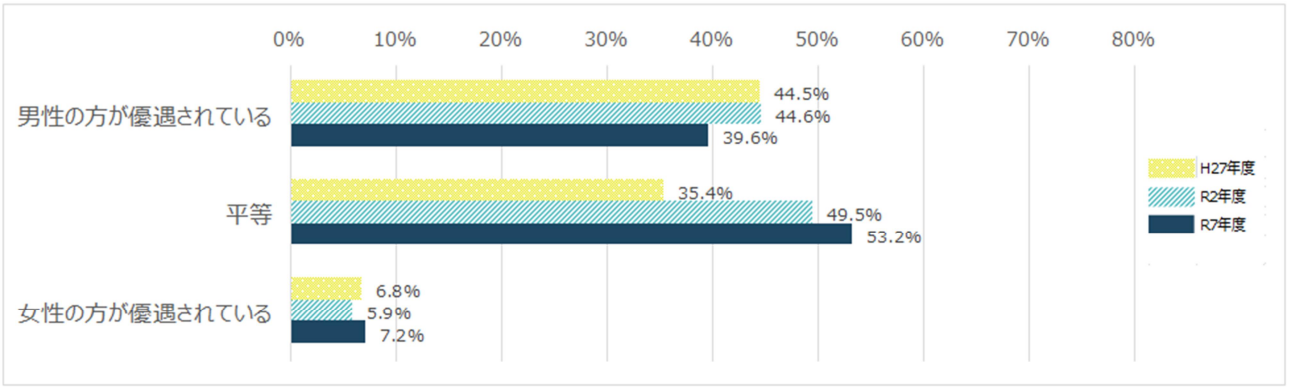
2-1 全体として



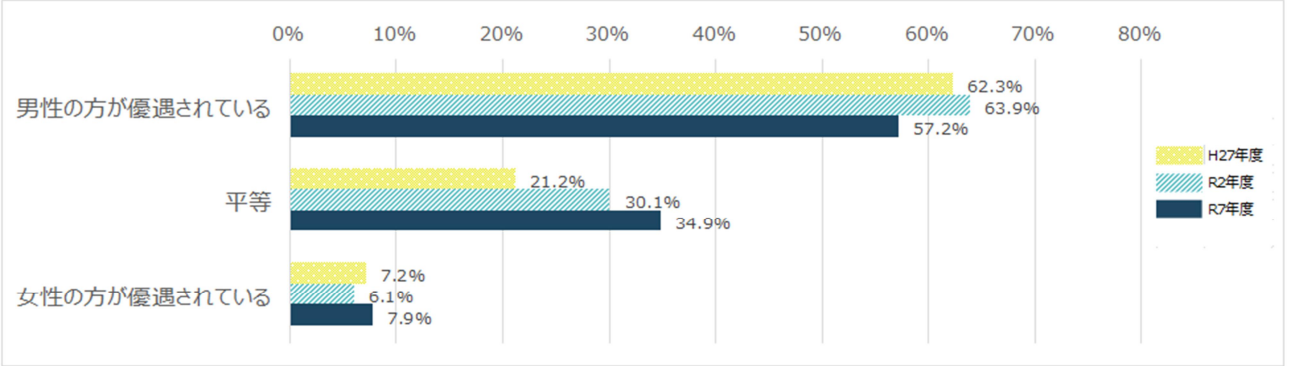
2-2 家庭の中で



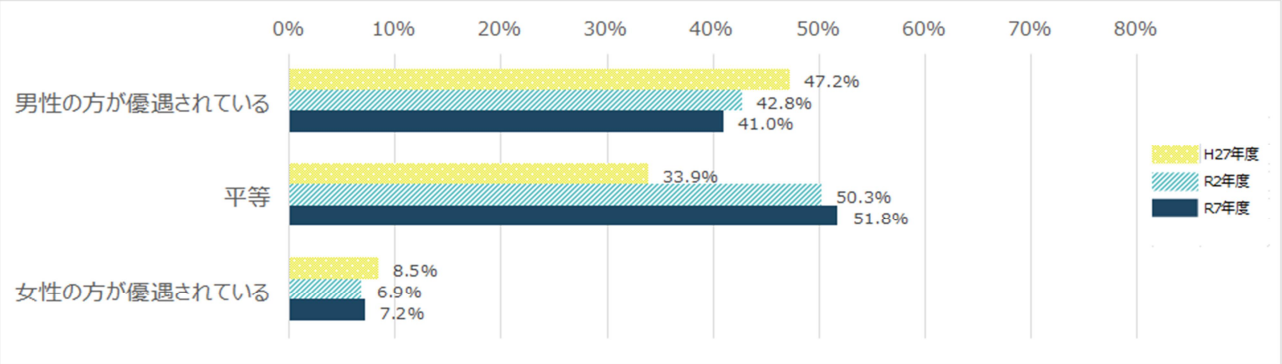
2-3 職場の中で



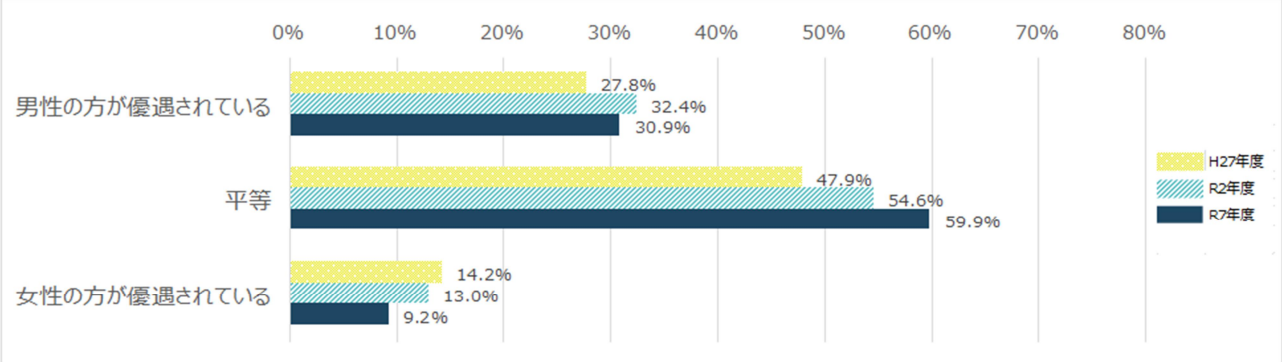
2-4 社会通念や風潮で



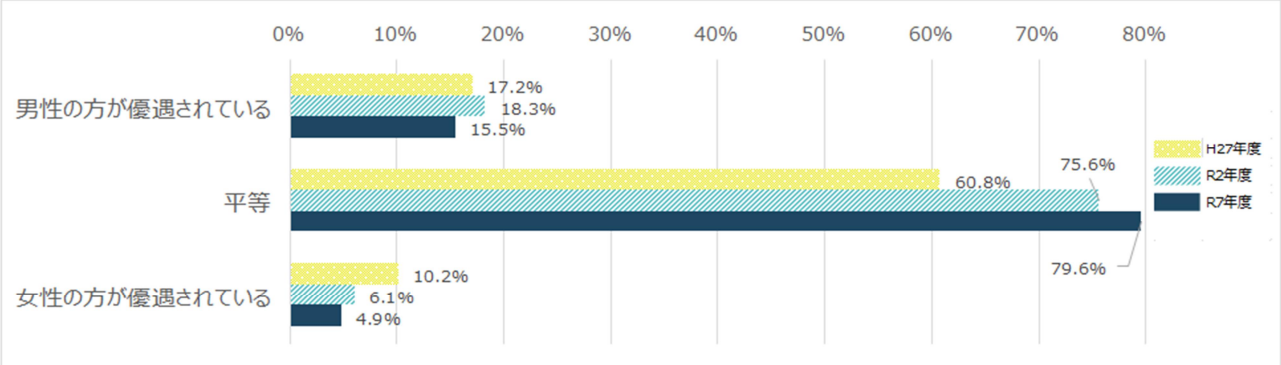
2-5 法律や制度の上で



2-6 社会活動の場で（PTA や地域活動など）



2-7 学校教育の場で



市民意識調査において男女が平等に活動できていると「感じる」「どちらかと言えば感じる」と回答した方の割合は、年々高まっています(令和 8 年度は 77.7%、図表 1）。

令和 7 年度に実施した男女共同参画市民意識調査においては、特に、「学校教育の場」（79.6%、図表 2-7）や「家庭の中で」(64.9%、図表 2-2)における男女の平等感が高まっています。過去の調査結果と比較すると、全ての項目において「平等」と回答した方の割合が最も高くなっており、市民の男女平等意識は変わりつつあると言えます。

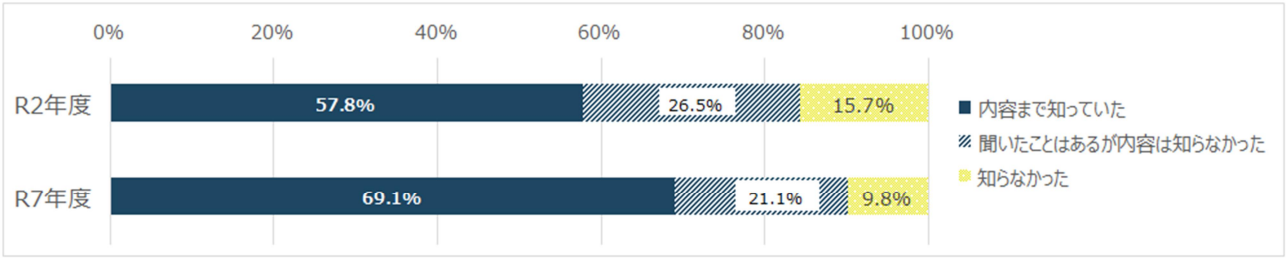
一方で、「社会通念や風潮で」については、男性優遇の割合(57.2%、図表 2-4)が依然として高く、これまでの文化や風習等によって人々の意識の中に長い時間をかけて形成されてきた固定的な性別役割分担意識や、性別に関する偏見、固定観念、アンコンシャス・バイアス[1]を解消するためには、引き続き、ジェンダー平等意識を高める取り組みが必要です。

[1] アンコンシャス・バイアス　無意識の偏見。性別や年齢、学歴などに対して、自分自身は気づいていない「ものの見方やとらえ方のゆがみや偏り」のこと。

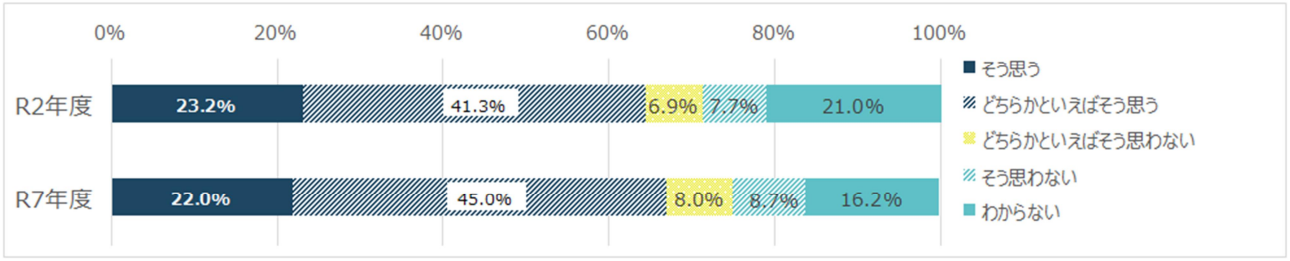
●性の多様性について●

【図表3】性の多様性について（経年比較）（令和7年度吉川市男女共同参画市民意識調査結果より）

3-1「LGBT」という言葉の認知度



3-2 性的少数者の方の生きづらさについて



令和７年度に実施した男女共同参画市民意識調査では、「LGBT」という言葉については、「内容まで知っていた」と答えた方が約７割でした（69.1%、図表３-1）。令和２年度(57.8%)と比較しても 11.3 ポイント増加しており、この数年で認知が広がったと言えますが、一方で、依然として１割の方は「知らなかった」と回答しています（9.8%、図表３-1）。

また、「今の社会は性的少数者の方にとって生きづらいと思うか」という問いについては、過去調査と比較すると「そう思う」がわずかに減る一方で、「そう思わない」がわずかに増えています。「わからない」と回答した方は 4.8 ポイント減少しています。（図表 3-2)。

引き続き、性の多様性や性的少数者への理解を深めるための取り組みを進めていく必要があります。

(2)基本目標Ⅱ　配偶者等に対するあらゆる暴力のない社会づくり

取り組み

●DV に関する相談支援および啓発の実施●

男女共同参画社会の実現を阻む暴力を根絶するため、DV の防止と被害者保護・自立に向けた支援の推進を目指し、吉川市配偶者暴力相談支援センターを中心とした相談支援を行いました。

吉川市においても、相談者の抱える悩みは、年々多様化、複合化および複雑化しており、関係各課および関係機関と密に連携を図りながら、支援に取り組んでいるところです。あわせて、国や県が実施する研修に参加し、相談員の知見を深めるとともに、さまざまな連絡協議会において周辺自治体や関係機関と最新の情報を交換し、相談の質の向上にも努めました。

また、毎年 11 月に内閣府が定める「女性に対する暴力をなくす運動」期間では、市民交流センターおあしすでの啓発パネル展をはじめ、JR 吉川駅南口の金のなまずモニュメントや市民交流センターおあしすなどを運動のシンボルカラーである紫色でライトアップする「パープルライトアップ」を実施する、県が主導する「パープルリボンタペストリー」に参加するなど、DV に関する情報提供や啓発事業に取り組みました。

【図表 4】吉川市配偶者暴力相談支援センター　DV 相談受付状況

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
来　所	67	54	44	44	33	37	61
電　話	66	88	45	23	7	20	29
出　張	0	1	1	0	1	0	2
その他	25	11	6	10	10	18	59
合　計	**158**	**154**	**96**	**77**	**51**	**75**	**151**
(うち男性)	**(3)**	**(6)**	**(5)**	**(4)**	**(3)**	**(2)**	**(3)**
うち新規	45	48	32	36	20	32	35
うち再来	113	106	64	41	31	43	116





「女性に対する暴力をなくす運動」の様子

成果や課題

① 成果指標

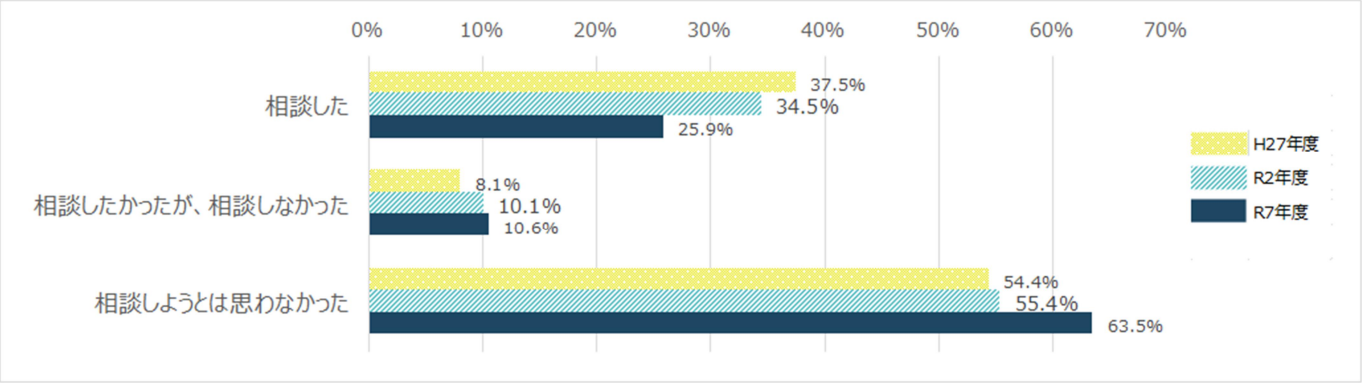
No.	指標名・説明	令和2年度（設定時）	令和7年度	令和13年度（目標）	達成状況
3	**DV経験者の相談しなかった割合** 吉川市男女共同参画基礎調査において、DV経験者が「相談したかったが、相談しなかった」と選択した割合。	10.1%	10.6%	5.0%	▼

② 活動指標

基本目標	指標名・説明	令和2年度（設定時）	令和7年度	令和13年度（目標）	達成状況
Ⅱ	**DV防止に関する情報の発信数（媒体数）** ①市広報（毎月の相談窓口案内・年2回ｺﾗﾑ掲載） ②市ホームページ③女性に対する暴力をなくす運動週間 ④パープルリボンタペストリー ⑤ポスター・チラシ⑥案内カードをトイレに設置 ⑦男女共同参画啓発紙 ⑧おあしす男女共同参画コーナー ⑨DV相談支援情報（ハンドブック） ⑩成人式 ⑪市公式X⑫吉川市男女共同参画Facebook	11媒体	12媒体	12媒体	◎
	DV防止地域サポーター養成講座の受講者数	89人	119人	190人	○
	包括的な支援体制の構築	－	設置	設置※	◎

※「第４次吉川市地域福祉計画」において、令和８年度までの達成を目標として設定している。

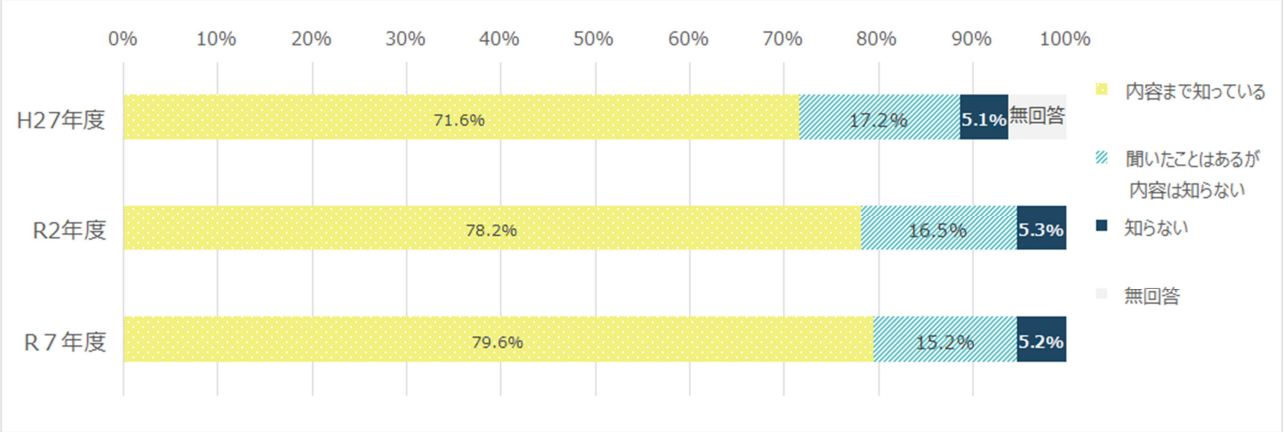
【図表 5】DV 相談の有無について（経年比較）（令和7年度吉川市男女共同参画市民意識調査結果より）



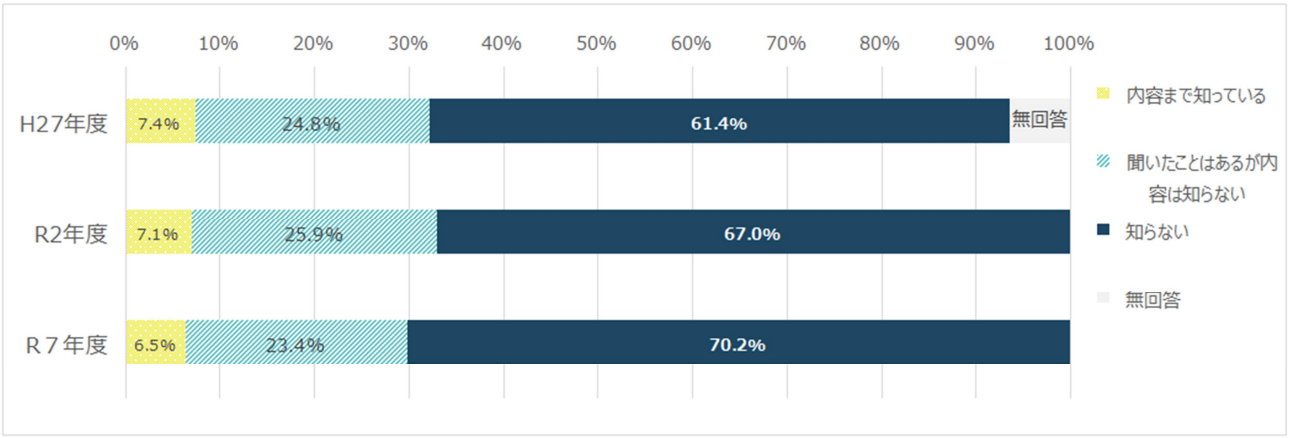
令和７年度に実施した男女共同参画市民意識調査では、DV の被害にあった経験がある方のうち、６割の方が相談しなかったと回答し、かつ１割程度の人が「相談したかったが、相談しなかった」と回答しています(10.6%、図表 5)。

成果指標３として、「相談したかったが、相談しなかった」方の割合を令和 13 年度までに５%に減らすことを目標に掲げていましたが、現時点では達成には至りませんでした。

【図表 6】用語の理解「DV」（経年比較）（令和7年度吉川市男女共同参画市民意識調査結果より）



【図表 7】用語の理解「吉川市配偶者暴力相談支援センター」（経年比較）（令和7年度吉川市男女共同参画市民意識調



令和 7 年度に実施した男女共同参画市民意識調査では、DV が配偶者（事実婚や元配偶者も含む）からの暴力であることを理解している方の割合は年々増加しており、8 割近い方が「内容まで知っている」と答えています（79.6%、図表 6）。

その一方で、当市における DV 相談の窓口である「吉川市配偶者暴力相談支援センター」については、約 7 割の方が「知らない」と答えています（70.2%、図表 7）。過去調査の結果と比較すると、知らないと答えた方の割合が増加しており、相談窓口が市民に広く認知されていない現状が伺えます。

また、DV は男性が被害者になることもあります。吉川市配偶者暴力相談支援センターにおいても、男性被害者から DV 被害についての相談が一定数寄せられています。埼玉県でも令和 8 年度から「男性 DV 被害者のための電話相談」を新たに開設するなど、男性被害者へ特化した支援に取り組んでいます。

DV は、配偶者からの暴力問題だけではなく、児童虐待や生活困窮、自殺問題等と複合的に関連しています。性別を問わずに、困難を抱えている方の SOS を多方面で受け止め、引き続き組織横断的に、かつ民間支援団体と連携を図りながら支援していくとともに、市民の方への周知・啓発に努めていく必要があります。

（3）基本目標Ⅲ　安心して暮らせる環境づくり

取り組み

●福祉や減災に関するさまざまな取り組みを実施●

全ての妊産婦、子育て世帯、こどもを対象とし、切れ目なく、効果的に支援を行うため、令和７（2025）年にこども家庭センターを妊娠・出産・子育ての総合相談窓口を設置しました。

また、埼玉県が令和６（2024）年に埼玉県が策定した「ジェンダー視点による避難所開設・運営の充実強化のための標準手引き」を参考に、誰でも安心、安全に避難所生活を送ることができるよう、多様性に配慮した避難所開設・運営マニュアルを同年度に策定しました。あわせて、年に１回開催している減災プロジェクトにおいて、多様性に配慮した避難所運営の重要性について市民の方々に周知を図りました。

●「市民交流センターおあしす」と連携したジェンダー平等や DV の啓発●

広く市民の方に啓発をするため、男女共同参画啓発紙の発行や広報よしかわ特集記事への掲載、人権推進事業と連動したイベントの開催に取り組みました。あわせて、内閣府による「男女共同参画週間」や「女性に対する暴力をなくす運動」と連動し、啓発パネル展の実施やパープルライトアップをしました。

また、男女共同参画の推進拠点である「市民交流センターおあしす」と連携を図りながら、情報発信や啓発等の充実に取り組みました。





↖↑おあしすにおける啓発パネル展や啓発イベントの様子

成果や課題

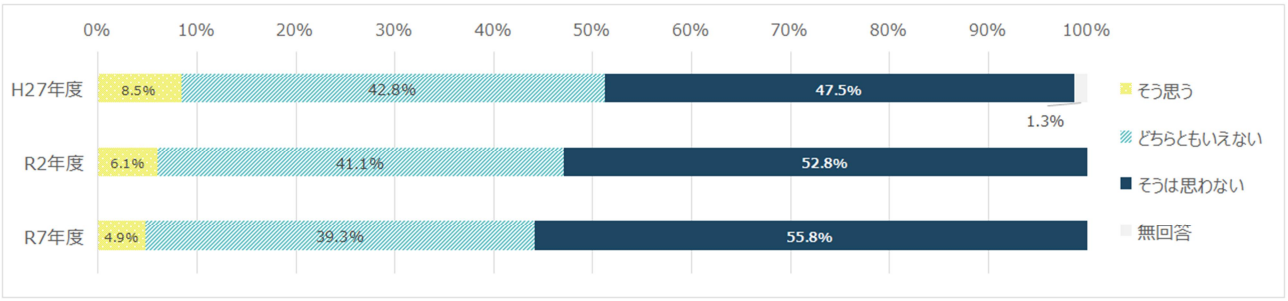
①　成果指標

No.	指標名・説明	令和2年度（設定時）	令和7年度	令和13年度（目標）	達成状況
2	**男女の役割分担について「理想」と「現実」で、最も多い選択肢の一致（再掲）** 吉川市男女共同参画基礎調査において、男女の役割分担の「理想」と「現実」について、最も多く選択された項目が一致。	不一致	一致	一致	◎

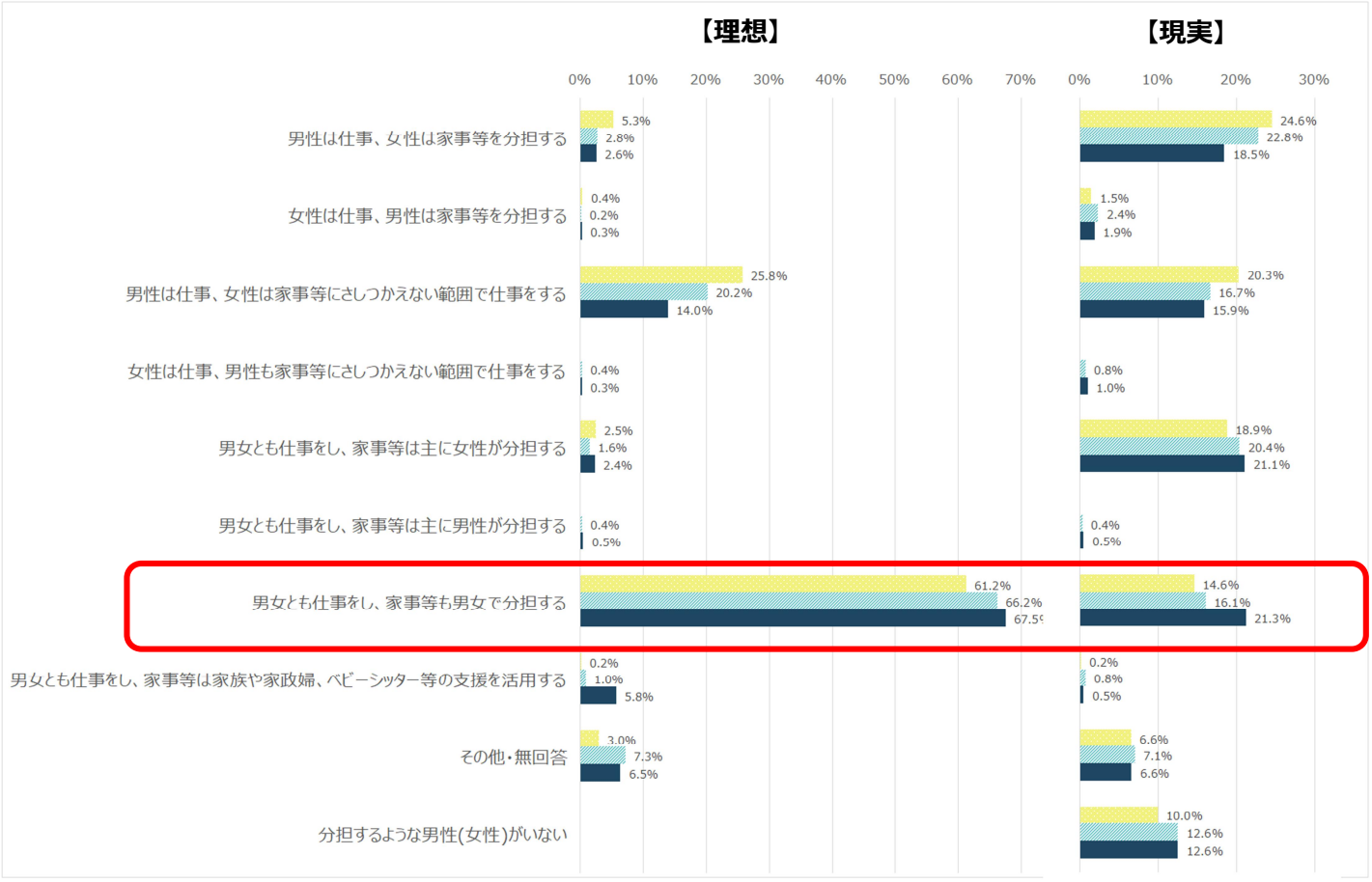
②　活動指標

基本目標	指標名・説明	令和2年度（設定時）	令和7年度	令和13年度（目標）	達成状況
Ⅲ	乳児への安否確認の実施率	100%	100%	100%	◎
	ファミリー・サポート・センター事業の協力会員数	276人	282人	300人	○
	健康づくり・介護予防リーダーの登録者数	237人	274人	350人	○
	女性減災リーダーの認定者数	165人	177人	290人	○
	多様性に配慮した避難所開設・運営マニュアルの策定率	－	100%	100%	◎

【図表8】性別役割分担「男性は仕事、女性は家庭」という考え方について（経年比較）
（令和7年度吉川市男女共同参画市民意識調査結果より）



【図表9】男女の役割分担の理想と現実（経年比較）（令和7年度吉川市男女共同参画市民意識調査結果より）

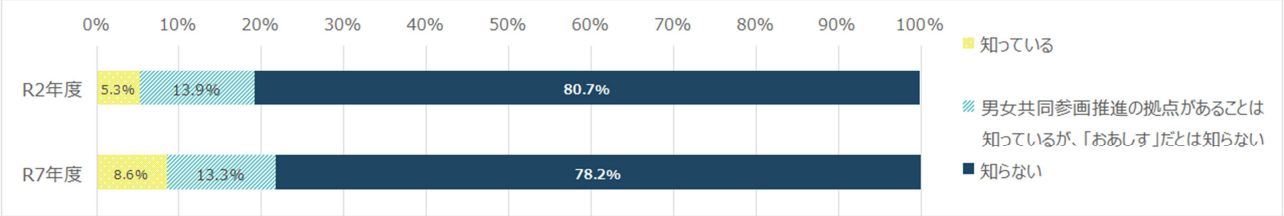


令和７年度の男女共同参画市民意識調査では、「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的な性別役割分担意識については、「そう思わない」が半数を超え（55.8%、図表８）、「そう思う」「どちらともいえない」は減少しています。

成果指標としては、回答者の各家庭における男女の役割分担の状況について、理想と現実それぞれで最も多い選択肢が一致することを目標としました。令和７年の調査結果では、理想と現実それぞれ最も多い選択肢は「男女とも仕事をし、家事等も男女で分担する」であり、一致はしていますが（図表９）、依然として理想と現実の間に数値上も大きな開きがあります。男女共同参画の考えは確実に浸透しているものの、未だに固定的な性別役割分担意識は根強く残っていることが伺えます。子育てや介護においては、女性の負担が大きくなりやすい状況にあることから、地域の支え合いによる支援体制とともに、一人ひとりの認識を変えていくための教育や啓発を引き続き充実させていくことが必要です。

【図表10】市民交流センターおあしすが「男女共同参画の拠点施設」であることについての認知度（経年比較）

（令和7年度吉川市男女共同参画市民意識調査結果より）



なお、市民交流センターおあしすが、市の男女共同参画推進の拠点施設であることについては、8 割近い方が「知らない」と答えている一方で（78.2%、図表 10）、「知っている」と答えた方も 3.3 ポイント増加しています。

引き続き市民交流センターおあしすと連携を図りながら、男女共同参画に関するさまざまな事業に取り組む必要があります。

(4)基本目標Ⅳ　誰もが活躍できる社会づくり

取り組み

●「女性人材リスト」活用による政策・方針決定への女性の市民参画推進●

審議会等における女性の登用率を上げるため、毎年度の審議会等委員の改選時に合わせ、庁内ヒアリングを実施し、女性委員の割合を確認するとともに、「吉川市女性人材リスト」の活用を促すことで、関係部署における女性委員登用の意識を高めました。

●「吉川市特定事業主行動計画」の策定●

女性活躍推進法により、令和３年度に策定した「吉川市特定事業主行動計画」に基づき、女性の管理職職員や育児休業を取得した男性職員による特別研修等を実施することで、管理監督職に占める女性の割合を推進するとともに、男性職員の育児休業取得の積極的促進に取り組みました。

令和８年３月に策定した「吉川市特定事業主行動計画（令和８年度～令和12年度）」では、具体的な取組として「働きやすい職場環境づくり」「女性職員の活躍推進」「仕事と家庭の両立支援」の３項目を掲げており、引き続き、性別に関わらず、ワーク・ライフ・バランスを保てる環境づくりに取り組みます。





吉川市職員向けの特別研修の実施

成果や課題

①　成果指標

No.	指標名・説明	令和2年度(設定時)	令和7年度	令和13年度(目標)	達成状況
4	**審議会等における女性委員の登用率** 審議会等における女性委員の割合。	27.9%	27.0%	40.0%	▼
5	**女性委員が40%以上を占める審議会等の割合** 審議会等において女性委員が40%以上を占める審議会の割合。	33.3%	31.8%	50.0%	▼
6	**管理監督職に占める女性職員の登用率** 市職員のうち、管理監督職（係長級以上）に占める女性職員の割合。	21.7%	23.1%	30.0%以上※	○

※「第４次吉川市地域福祉計画」において、令和８年度までの達成を目標として設定している。

②　活動指標

基本目標	指標名・説明	令和2年度(設定時)	令和7年度	令和13年度(目標)	達成状況
Ⅳ	**女性人材リストの登録者数**	45人	50人	65人	○
	地域で活躍する女性の活動紹介（広報掲載）	年1回	年1回	年1回	◎
	審議会等における女性委員の登用状況の確認	年4回	年4回	年4回	◎
	埼玉県多様な働き方実践企業の認定事業者数	34社	41社	50社※1	○
	女性キャリア研修の実施	年1回実施	年1回実施	年１回実施	◎
	男性職員の育児休暇等の取得率	－	100.0%	30.0%以上※2	◎

※1「第６次吉川市総合振興計画」において、令和８年度までの達成を目標として設定。
※2「吉川市特定事業主行動計画」において、令和12年度までの達成を目標として設定。

【図表11】審議会等の女性登用率の推移（男女共同参画基本計画令和7年度進捗状況報告概要より）

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
審議会等数	37	38	35	33	44
うち女性ゼロ	3	3	5	5	6
総委員数	404人	392人	385人	317人	467人
うち女性委員数	129人	140人	88人	92人	126人
女性委員の比率	**31.9%**	**35.7%**	**22.9%**	**29.0%**	**27.0%**

各年度４月現在

【図表12】吉川市役所女性管理職の状況

	R5年度			R6年度			R7年度		
	全体	うち女性		全体	うち女性		全体	うち女性	
部長級	**9人**	**1人**	**11.1%**	**10人**	**1人**	**10.0%**	**10人**	**1人**	**10.0%**
副部長級	**7人**	**1人**	**14.3%**	**6人**	**0人**	**0%**	**6人**	**0人**	**0%**
課長級	**25人**	**2人**	**8.0%**	**30人**	**4人**	**13.3%**	**28人**	**4人**	**14.3%**
課長補佐級	**48人**	**10人**	**20.8%**	**42人**	**10人**	**23.8%**	**46人**	**10人**	**21.7%**
係長･主査	**52人**	**20人**	**38.5%**	**57人**	**17人**	**29.8%**	**57人**	**19人**	**33.3%**
上記 計	**141人**	**34人**	**24.1%**	**145人**	**32人**	**22.1%**	**147人**	**34人**	**23.1%**
副主査	27人	14人	51.9%	30人	17人	56.7%	30人	16人	53.3%
主事・主任	261人	142人	54.4%	250人	143人	57.2%	258人	148人	57.3%
合計	429人	190人	44.3%	425人	192人	44.9%	435人	198人	45.5%

（各年度4月1日現在）

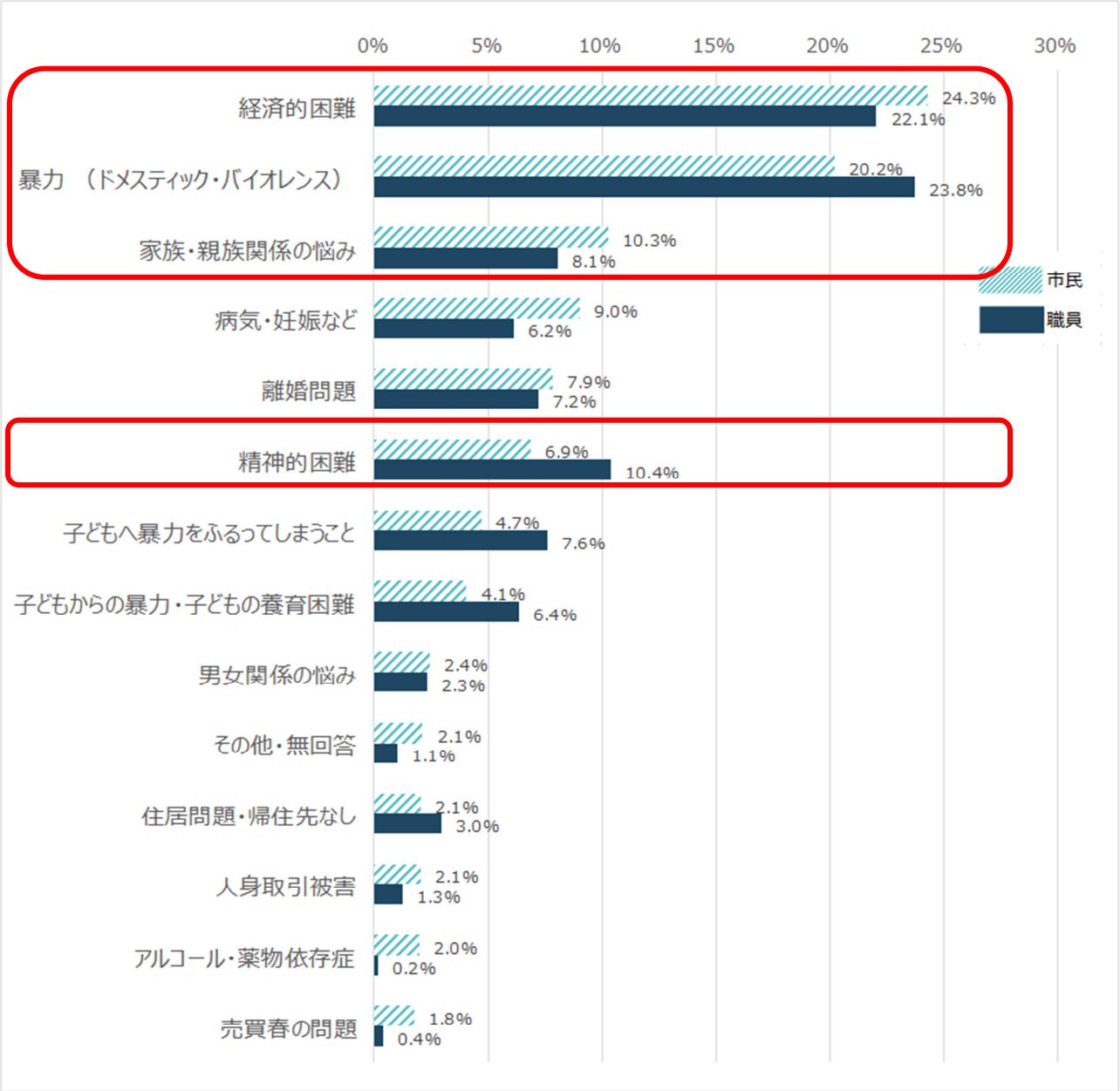
成果指標のうち、「審議会等における女性委員の登用率」や「女性委員が 40%以上を占める審議会等の割合」については、指標設定時より減少しました（図表 11）。主な要因としては、選出母体の構成員に女性が少ないことや、団体の代表者をあて職としているため、意識的に女性を任命できないことが挙げられます。以前から実施している庁内ヒアリングおよび女性人材リストの活用推進により、各部署で女性委員登用の意識は高まっており、令和 7 年度の公募市民では、女性の割合は 53%と半数を超えています。引き続き、各分野において、女性のエンパワーメントの拡大に繋がる取り組みが必要です。

また、「管理監督職に占める女性管理職の登用率」について、割合は増加しているものの、目標値達成にはさらなる推進が求められます（図表 12）。

国が定める第 6 次男女共同参画基本計画においても、「2030 年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が 30%程度となること」を継続的な目標として掲げているところであり、引き続き仕事と家庭のバランスを図れる環境づくりや意識の醸成が必要であると考えられます。

(5)「困難な問題を抱える女性」[1]を取り巻く現状

【図表13】吉川市の女性が抱える困難な問題(市民回答で多い順)（令和7年度吉川市男女共同参画市民意識調査結果より）

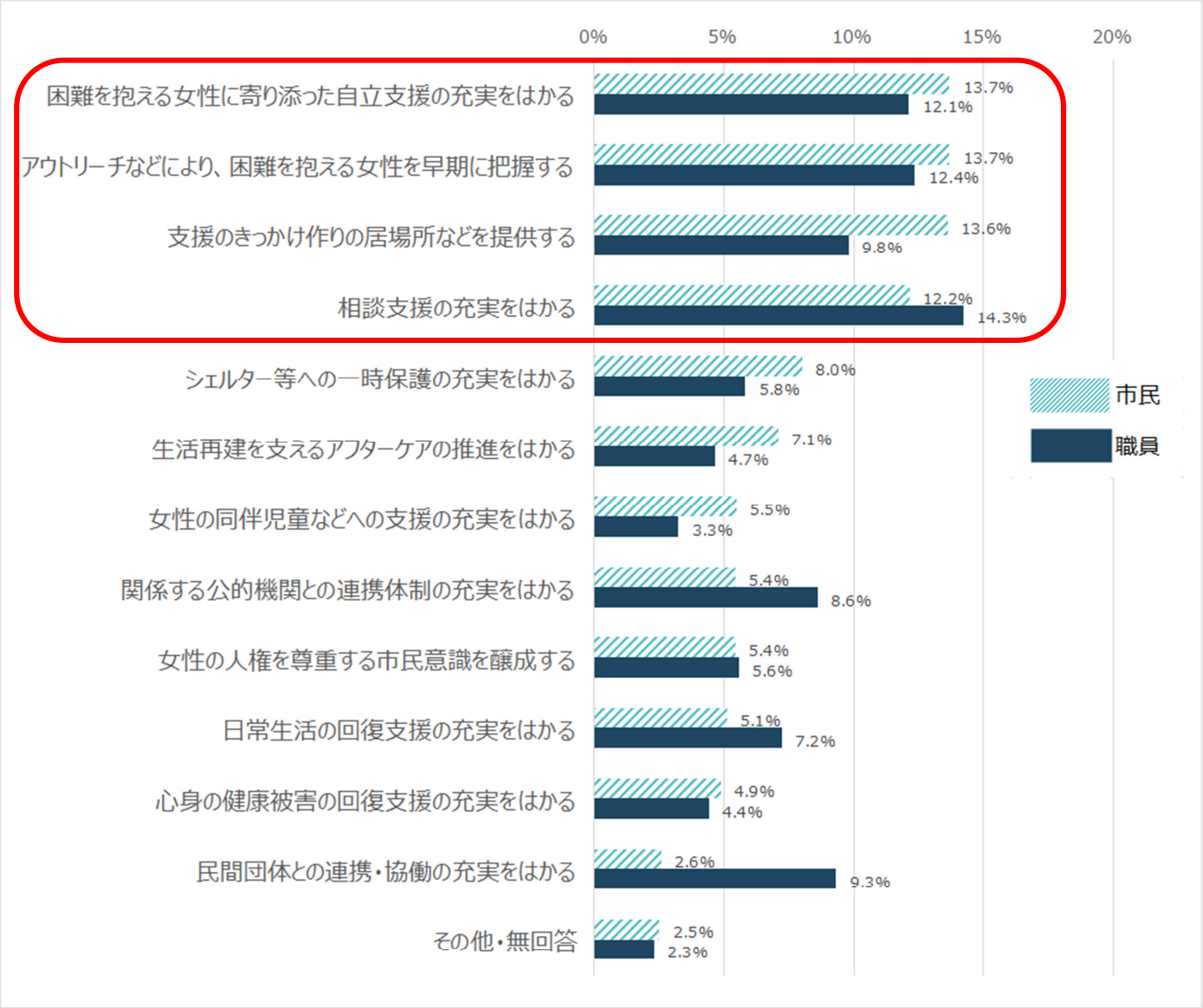


令和７年度の男女共同参画市民・職員意識調査において、市民および市職員に対して、吉川市内に暮らす女性たちが抱えている問題の中で、最も深刻であると思われるものは何かについて聞いたところ（図表 13）、「経済的困難」、「暴力（DV）」、「家庭・親族関係の悩み」「精神的困難」が多く挙げられました。

[1] 困難な問題を抱える女性　「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」において、性的な被害、家庭環境の破綻、地域社会からの孤立、経済的な困窮など、さまざまな事情によって日常生活や社会生活をスムーズに送るのが難しい状態にある女性（そうなるおそれがある女性を含む）と定義される。

【図表 14】困難な問題を抱える女性への支援に関する施策への要望（市民回答で多い順）

（令和7年度吉川市男女共同参画市民・職員意識調査結果より）



あわせて、困難な問題を抱える女性への支援として求められる支援としては、「女性に寄り添った自立支援の充実」、「アウトリーチ[1]などによる困難を抱える女性の早期把握」、「支援のきっかけ作りの居場所などの提供」「相談支援の充実」が多く挙げられました（図表 14）。

困難な問題を抱える女性に対する自立支援や相談支援については、生活保護制度に基づく支援をはじめさまざまな自立支援や女性総合相談を実施しているところです。

引き続き支援を実施するとともに、さらに広く周知されるよう取り組む必要があります。

[1] アウトリーチ　必要な助けが届いていない方に対して支援機関などの側から積極的に出向いて働きかけること。

第3章
計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

吉川市では、平成 16（2004）年に制定した「吉川市男女共同参画推進条例」の７つの基本理念を踏まえ、本計画の基本理念を次のとおりとします。

多様性を認め合い

誰もが自分らしく生きることができるまち

個人としての尊厳を重んじ
すべての人が、性別にかかわらず社会の対等な構成員として
自らの意思によって、個性と能力を発揮し
あらゆる分野に対等に参画できるまちを目指します。

吉川市男女共同参画推進条例の基本理念（条例第3条）

市、市民及び事業者等は、次に掲げる事項を基本理念として、男女共同参画を推進します。

(1) 男女の個人としての人権を尊重し、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保されること。

(2) 性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行をなくすように努めるとともに、これらの制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮すること。

(3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は事業所等における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

(4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び職場、地域その他の社会生活における活動に対等な参画ができるようにすること。

(5) 社会のあらゆる分野における教育及び学習において、主体的に学び、考え、及び行動することのできる自立の精神と男女平等の意識が育まれるようにすること。

(6) 男女の対等な関係の下に、互いの性に関して理解し、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されること。

(7) 国際的な視点に立ち、国際社会における男女共同参画に関する取組と協調して行われること。

2 計画の基本目標

基本目標Ⅰ　ジェンダー平等の意識づくり

男女共同参画社会の形成のためには、これまでの文化や風習等によって人々の意識の中に長い時間をかけて形成されてきた固定的な性別役割分担意識や、性別に関する偏見・固定観念、アンコンシャス・バイアスを解消することが重要です。

市民交流センターおあしすと連携を図りながら　多様性を認め合い、誰もがそれぞれの個性と能力を自分らしく十分に発揮し、自らの意思によって社会の様々な分野に参画できるよう、互いの人権尊重とジェンダー平等の意識づくりを促し、その定着と浸透に取り組み、市民の幸福実感の向上に努めます。

基本目標Ⅱ　配偶者等に対するあらゆる暴力のない社会づくり

DV による暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、その根絶を図ることは、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。家庭内等で起こる暴力は潜在化しやすく、暴力によって自己肯定感や自尊感情を失われる等、心への影響も大きく、被害者のみならずその子どもにも影響が及ぶと言われます。関係機関等との連携を図りながら、性別を問わず、ひとりで悩みを抱え込むことのない相談支援体制づくりが必要です。

配偶者（事実婚や元配偶者も含む）や恋人に対するあらゆる暴力を容認しない社会風土を醸成するために、DV 防止や相談支援体制、被害者の保護・自立に向けて組織横断的に取り組みます。

基本目標Ⅲ　安心して暮らせる環境づくり

互いの身体的な性のありようを十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成にあたっての大前提です。子育てや介護においては、固定的な性別役割分担意識によって女性の負担が大きくなりやすい状況にあることから、社会的支援及び地域の支え合いによる支援体制が必要です。また、女性が女性であるがゆえに抱える課題は、生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化しており、新たな女性支援の強化が喫緊の課題とされています。

誰もがいきいきと安心して暮らせるよう、多様な性のありようや年代に応じた心と身体の健康を理解し、地域社会全体で支え合う子育てや介護支援に取り組むとともに、災害による被害や困難を最小限にするために、多様性に配慮した視点に立った減災対策に取り組みます。あわせて、困難な問題を抱える女性に対する支援についても、関係機関と連携を図りながら、引き続き取り組みます。

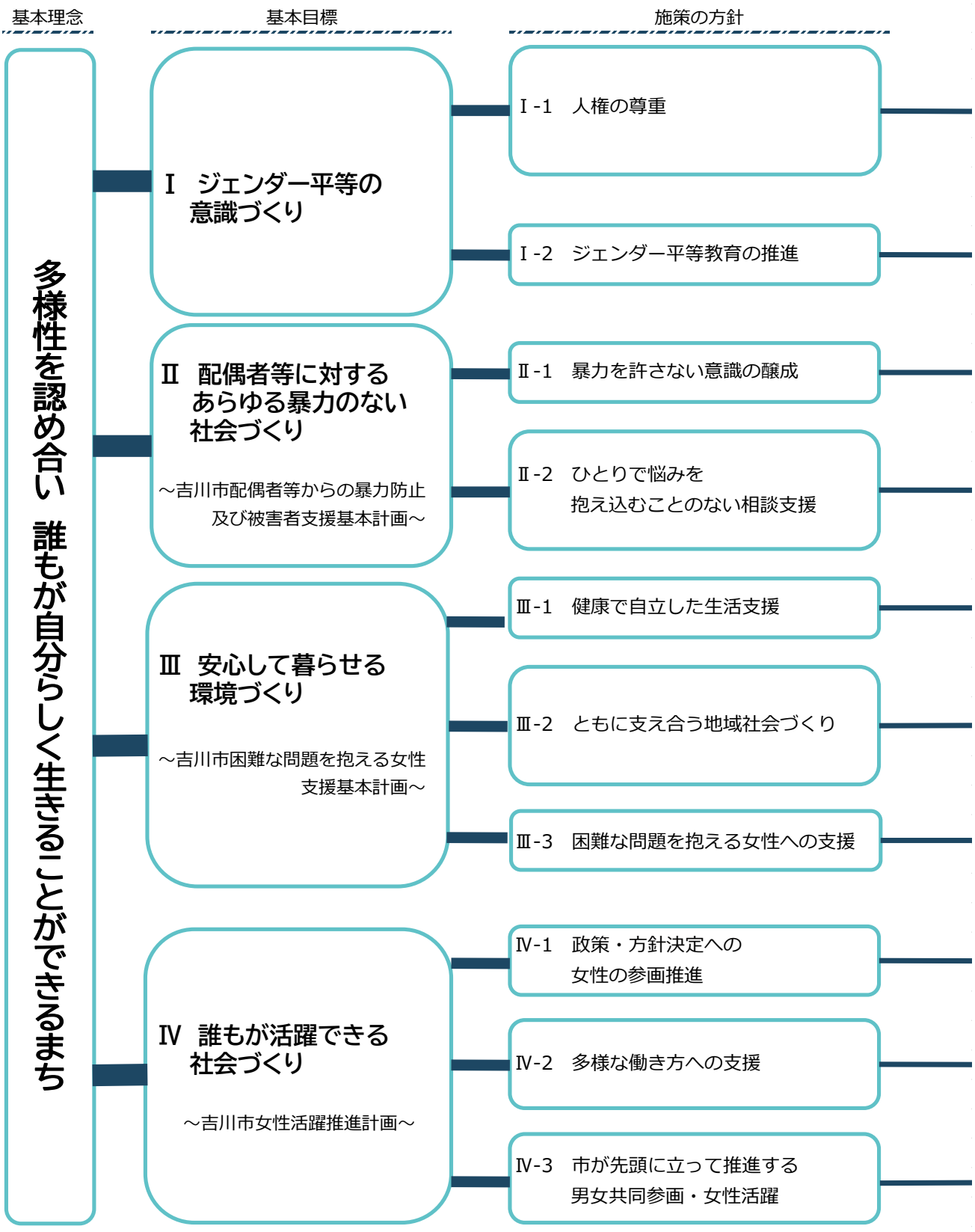
基本目標Ⅳ　誰もが活躍できる社会づくり

政治、経済、社会等あらゆる分野において、政策・方針決定の過程に女性の参画が増えることは、さまざまな視点が確保されることで、国民の価値観の多様化・社会情勢の変化に対応できる、豊かで活力ある持続可能な社会につながります。

あらゆる分野において、誰もが個性と能力を十分に発揮できるよう、意思決定の過程における女性の参画を促進するとともに、職業生活において性別に関わらず誰もが活躍できる環境づくりに取り組みます。

第4章
計画の展開

1 計画の体系



施策の方向	ページ
1) 人権尊重意識の醸成 2)ジェンダー平等に関する啓発 3) 多様な性への配慮 4) メディアリテラシーの向上 5) 誰もが自分らしく生きる気運の醸成	28
1) 学校等におけるジェンダー平等教育の推進 2) 地域・家庭におけるジェンダー平等教育の推進 3)「市民交流センターおあしす」による男女共同参画の推進	29
1) DV等の防止に向けた理解促進 2) 若年者に対する予防教育・啓発の推進	31
1) DV被害者等に対する相談体制の充実 2) 被害者の安全確保と緊急避難 3) 自立のための支援体制の充実 4) 市民・関係機関との連携強化	32
1) いのちと性を尊重する環境づくり 2) 性差や年代に応じた心と身体の健康と生活支援	34
1) 切れ目のない子育て支援 2) ともに支える介護支援 3) 多様性に配慮した視点に立った減災対策 4) 多文化共生の地域づくり	35
1) 困難な問題を抱える女性に対する相談体制の充実 2) 困難な問題を抱える女性に対する自立支援の実施	37
1) 多様な市民の市政参画の促進 2) 女性のエンパワーメントの拡大	39
1) 働く場における男女共同参画・女性活躍の促進 2) 誰もが能力を発揮できる就業支援 3) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた支援	40
1) 多様な職員の視点が活かされる市政運営 2) ワーク・ライフ・バランスの早期実現に向けた支援 3) 育児・介護をしながら働く職員への支援	41

基本目標Ⅰ　ジェンダー平等の意識づくり

基本的認識

- 人権の尊重は、男女共同参画を推進するうえで根底を成す基本理念です。
- 性別による差別は、生物学的性別だけではなく、社会的・文化的に形成された性別であるジェンダーの視点で捉える必要があります。
- 誰もがそれぞれの個性と能力を十分に発揮し、自らの意思によって社会の様々な分野に参画していくためには、誰もがジェンダー平等に対する理解を深め、互いの人権を尊重し、ジェンダー平等意識の醸成を図ることが大切です。
- ジェンダー平等を推進する様々な取り組みが進められ、法制度の整備も進んできたものの、依然として社会全体が変わるまでには至っていません。その要因の一つとして、働き方・暮らし方の根底に、長年にわたり人々の中に形成された固定的な性別役割分担意識や性別に関する偏見・固定観念、アンコンシャス・バイアスがあることが挙げられます。
- このような意識や固定観念は、往々にして幼少の頃から長年にわたり形成されてきており、女性と男性のいずれにも存在しています。一人ひとりの意識が変わり、固定観念にとらわれなくなることで、性別、国籍、年齢、性自認や性的指向などに関わらず、あらゆる多様性を認め合い、お互いを尊重しながら、長い人生の中で主体的で多様な選択をでき、自分らしく生きられることにつながります。また、近年は、経済的な豊かさのみならず、精神的な豊かさから幸福や生きがいを捉える多様な幸せ（well-being）の考え方が浸透しています。市でも、市民の幸福実感向上のため、さまざまな取り組みを行っているところです。
- 令和７年に実施した市民を対象とした「吉川市男女共同参画市民意識調査」によると、男女平等意識について、この 10 年間で平等感は向上しているものの、回答者の性別により違いがあり、男性では「平等」、女性では「男性優遇」と感じている割合が高い状況です。特に「家庭」「社会通念や風潮」「法律や制度上」の分野で性別による差が大きく、性別による認識の相違があると考えられます。
- 地球上の誰一人として取り残さない社会の実現を目指す SDG s の目標として「ジェンダー平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」ことが国際目標に掲げられています。
- ジェンダー平等の推進に係る他の全ての取り組みの基盤として、様々な取り組みの実効性を高めていく観点から、子どもをはじめ様々な世代で固定的な性別役割分担意識等を植え付けず、また、押し付けない取り組み、そして、全ての市民の意識を変えていく取り組が極めて重要です。

Ⅰ-1　人権の尊重

施策の方向	取り組み内容
Ⅰ-1-(1) 人権尊重意識の醸成	**①人権啓発パンフレット等の作成・配布** ・「女性の人権」等の人権問題の啓発を図るため、パンフレット等を作成・配布します。
	②人権相談の実施 ・地域や職場等における様々な差別問題に対応するため、人権擁護委員による人権相談を実施します。
	③虐待やハラスメント等の人権侵害の防止 ・性差や年齢、障がいの有無等による虐待やハラスメント等の人権侵害を防止するため、周知や啓発、相談支援に努めます。
Ⅰ-1-(2) ジェンダー平等に関する啓発	**①多様な手段を活用した情報提供** ・広報よしかわや市ホームページへの掲載、ポスターやチラシの掲示のほか、インターネット等多様な手段を活用し、ジェンダー平等に関する情報提供を行います。
	②啓発紙の発行 ・ジェンダー平等や男女共同参画に関する啓発紙を発行し、~~全戸配布を行います。~~公共施設で配布するとともに、市ホームページで広く周知します。
	③市民活動団体等との協働 ・ジェンダー平等や男女共同参画に関する活動を積極的に行う市民活動団体を支援するとともに、協働による事業を行います。
	④男女共同参画地域リーダーの育成・交流・活動支援 ・講座等の開催を通じて、ジェンダー平等や男女共同参画に関する理解を深め、地域における情報発信役となる人材を育成します。また、リーダーのさらなるエンパワメントとネットワークづくりを支援します。
Ⅰ-1-(3) 多様な性への配慮	**①性の多様性への理解促進** ・性的指向や性自認等を理由とする偏見や人権侵害をなくすため、性の多様性への理解を深めます。
	②多様な性に配慮した環境づくり ・相談案内やパートナーシップ宣誓制度等、性的少数者の生きづらさを軽減する取り組みに努めます。
Ⅰ-1-(4) メディアリテラシーの向上	**①メディアリテラシー[1]に関する情報提供** ・あふれる情報に対し主体的な判断ができるようメディアリテラシー[1]に関する情報提供を行います。
	②刊行物作成ガイドブックの活用 ・「刊行物作成ガイドブック」を活用し、広報よしかわ等の市が発行するあらゆる情報媒体において、ジェンダー平等の視点に配慮した表現となるよう、周知徹底を図ります。
	③有害環境対策の推進 ・「埼玉県青少年健全育成条例」に基づき、性に対する誤った認識をもたらす有害な情報から青少年等を保護します。
Ⅰ-1-(5) 誰もが自分らしく生きる気運の醸成	**①誰もが自分らしく生きる気運の啓発** ・国籍、年齢、性自認や性的指向などのあらゆる多様性を認め合い、誰もが自分らしく生きることができる社会の実現に向け、気運を高める事業等を実施します。
	②誰もが自分らしさを表現できる機会の提供 ・吉川市演劇プロジェクトや障がい者アート展をはじめとして、市民がそれぞれの個性を認め合い、自分らしさを表現できるような機会を提供します。

[1] メディアリテラシー　メディアからの情報を無意識に受け取るのではなく、その内容の背景や社会的な課題などについて読み解く力や、あふれる情報を選択し使いこなすこと。また、メディアを使って発信する力。

Ⅰ-2 ジェンダー平等教育の推進

施策の方向	取り組み内容
Ⅰ-2-(1) 学校等における ジェンダー平等教育の推進	**①ジェンダー平等の意識を高める教育環境の充実** ・性差による教育の差を撤廃し、ジェンダー平等の意識を高める教育を推進し、人権の尊重、男女の平等、男女相互の理解と協力について指導します。
	②教職員等の理解向上 ・学校教職員については、ジェンダー平等に関わる教育指導方法の研究の充実を図りながら教職員の理解を深め、その研究成果を活用し、学校ごとに教職員の育成を図ります。 ・保育士や学童保育室指導員については、ジェンダー平等の意識を持って保育活動が行えるよう、研修を実施します。また、幼稚園教諭については、ジェンダー平等意識の向上を図るための啓発や情報提供に努めます。
	③キャリア教育の充実 ・児童・生徒が、性別にとらわれず、個性や能力を活かした進路選択ができるよう、指導の充実を図るとともに、職場体験や福祉活動等様々な体験活動を行います。
	④教育の場への保護者や地域の参画促進 ・仕事を持つ保護者の参画を促すため、学校行事等の開催日時に配慮します。また、学校におけるジェンダー平等教育と地域における教育が連携して行われるよう、地域と住民が学校教育を見守る体制を推進します。
Ⅰ-2-(2) 地域・家庭における ジェンダー平等教育の推進	**①ジェンダー平等に関する講座等の実施** ・ジェンダー平等や男女共同参画に関する講座等を実施します。また、市が開催する講座や行事、事業等に参加しやすいよう、開催日時や託児等に配慮します。
	②子育て情報・家庭教育情報の提供 ・性差にとらわれず育児参加できるよう「子育て応援ガイドブック」や広報・ホームページ等を通じ、子育てや家庭教育に関する情報を積極的に提供します。
	③子育て講座・家庭教育講座の充実 ・性差にとらわれない家庭教育や子育てが行えるよう、子育て講座や家庭教育講座、男性の育児・家事参加に関する講座を実施します。
Ⅰ-2-(3) 「市民交流センターおあしす」 による男女共同参画の推進	**①男女共同参画啓発事業の積極的な実施** ・「おあしすだより」への男女共同参画に関する記事の掲載や、講座の開催等を積極的に行います。
	②男女共同参画啓発コーナー等の充実 ・共生プラザ内の男女共同参画啓発コーナーにおけるパンフレットの設置やポスターの掲示、図書館における関連図書の紹介等を行い、情報提供の充実に努めます。
	③職員の理解向上 ・市民交流センターおあしす職員が、男女共同参画に関する知識を理解し情報発信能力を高めるため、研修等を積極的に受講します。

基本目標Ⅱ　配偶者等に対する あらゆる暴力のない社会づくり

基本的認識

- この基本目標は、DV 防止法に規定される市町村基本計画「吉川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」として位置付けられています。
- ＤＶにおける暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。暴力の加害者、被害者、傍観者とならないための幼児期からの教育をはじめとした暴力を容認しない社会環境の整備に向けて、社会全体で取り組む必要があります。
- 交際相手との間に起こるデート DV は、情報通信技術（ICT）の進化や SNS 等の新たなコミュニケーションツールの広がりが、その便利さと裏腹に新たな暴力の形が発生し、被害の増加に拍車をかけていると言われています。若年者層を中心に正しい知識を身につけ、将来的な被害発生を防止することが必要です。
- 暴力は、それ自体が重大な人権侵害であるほか、自己肯定感や自尊感情を失わせる等、心への影響も大きいものであり、その後の人生に大きな支障をきたします。DV の被害はとりわけ女性が多く、その背景には、社会における男女が置かれた状況の違いや根深い偏見等が存在しています。DV における暴力の根絶を図ることは、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題であり、社会における男女間の格差是正及び意識改革が欠かせません。
- 令和７年度に実施した「吉川市男女共同参画市民意識調査」によると、ＤＶ被害の経験者のうち、その被害を相談した割合は 25.9%に留まっており、前回の令和２年度調査（34.5%）から 8.6 ポイント減少しています。また、１割程度の人が「相談したかったが、相談しなかった」と回答しています。その一方で、市の DV 相談窓口である「吉川市配偶者暴力相談支援センター」については、回答者の約７割（70.2%）が「知らない」と回答しており、相談窓口のさらなる周知が求められます。
- DV の被害は性別を問いません。埼玉県が令和７年度に実施した男女共同参画に関する意識・実態調査の結果、男性の７人に１人(15.4%)が DV 被害を経験していることが分かりました。近年では、DV 被害は女性だけの問題ではなく、男性にとっても深刻な問題であることが認識されつつあります。
- DV は、生活困窮や児童虐待、介護、自殺等多岐にわたる生活上の困難と暴力被害が複合的に発生している場合が多いこと、また、相談しにくい問題で支援を求める声を上げづらいため潜在化しやすいことを踏まえ、制度や分野の枠を超えた相談支援体制が求められています。

Ⅱ-1 暴力を許さない意識の醸成

施策の方向	取り組み内容
Ⅱ-1-(1) DV 等の防止に向けた理解促進	**①DV 等あらゆる暴力根絶に向けた情報発信** ・ＤＶのほか、性犯罪や売買春、ハラスメント、ストーカー行為等、人権を著しく侵害する暴力をなくすための啓発や情報提供に努めます。また、ＤＶ防止に関する情報を広報よしかわや市ホームページ、男女共同参画情報紙、ポスター、リーフレット等様々な媒体を通じて提供します。
	②DV防止地域サポーターの養成 ・ＤＶ防止地域サポーター養成講座を通じて、DV に関する知識を深め地域の DV 防止につながる情報発信ができる人材を増やします。
	③学習機会の提供 ・地域におけるＤＶへの理解を深めるため、ＤＶについての出前講座を実施する等、学習機会の充実を図ります。
Ⅱ-1-(2) 若年者に対する 予防教育・啓発の推進	**①人権尊重と暴力を許さない学校教育** ・「暴力を許さない」という人権教育の充実を図ります。
	②デートDV防止に関する啓発 ・若い恋人同士間に起こる「デートＤＶ」を防止する啓発を実施します。

Ⅱ-2　ひとりで悩みを抱え込むことのない相談支援

施策の方向	取り組み内容
Ⅱ-2-(1) DV 被害者等に対する 相談体制の充実	①　DV 被害者に対する相談支援窓口の周知 ・「配偶者暴力相談支援センター」や「犯罪被害者支援総合的対応窓口」等の DV に関する相談支援窓口の周知に努めます。
	②相談員の資質の向上 ・相談員が被害者の状況に応じて適切な相談対応や助言ができるよう、研修や勉強会等へ参加し、相談員の資質の向上を図ります。
Ⅱ-2-(2) 被害者の安全確保と緊急避難	①緊急時の安全確保 ・緊急避難時においては、緊急一時保護の依頼、または同行支援、緊急支援助成事業の実施等、被害者の状況に応じた安全確保や支援を行います。
	②個人情報保護の徹底 ・被害者の状況に応じて、住民基本台帳事務における支援措置を適用し、~~住民票や戸籍の附票の写しの交付制度を不当に利用して被害者の所在を探索することから被害者を守ります。また、関係部署において個人情報保護の管理を徹底します。~~住民票や戸籍の附票の写しの交付により、被害者の所在が明らかにならないよう、抑止設定をすることで発行制限を行います。また、個人情報の保護が徹底されるよう、関係部署に情報を共有します。
Ⅱ-2-(3) 自立のための支援体制の充実	①司法手続き等の利用助言 ・「配偶者暴力相談支援センター」や「犯罪被害者支援総合的対応窓口」において、弁護士や裁判所に関する相談窓口や手続き等について、必要な説明や助言を行います。
	②生活・経済的支援 ・生活保護制度や生活困窮者自立支援制度、健康保険やひとり親家庭のための制度等について、必要な助言や申請援助を行うとともに、被害者の生活の自立に向けた支援を行います。
	③住宅確保支援 ・被害者の状況に応じて、母子生活支援施設や県営住宅の臨時的入居制度等について必要な助言や申請援助を行うほか、住居確保給付金を活用した住宅確保支援を行います。
	④子どもに対する連携支援 ・児童虐待と DV が密接な関係にあることから、「要保護児童対策地域協議会」において支援や見守りを必要とする世帯の様子を把握し、加害者対策や心のケア、配慮等、適切な対応と支援を行います。
Ⅱ-2-(4) 市民・関係機関との連携強化	①包括的な支援体制の**構築定着** ・虐待や生活困窮等、住民が抱える複雑化・複合化した課題に対し、福祉分野や関係機関と連携し、被害者の早期発見・早期対応等適切な支援を図るため、令和７年度に本格始動した包括的な支援体制~~を構築しますの~~定着を図ります。
	②関係部署や関係機関との情報共有と連携 ・関係部署や関係機関が連携して必要な情報の共有と適切な被害者支援を行うため、「ＤＶ及び児童虐待防止担当者連絡会議」や「ケース検討会」等を実施します。また、加害者の追求に対する適切な対応ができるよう、二次被害の防止や性暴力被害者等に関する理解を深めます。

基本目標Ⅲ　安心して暮らせる環境づくり

- この基本目標は、困難女性支援法に規定される市町村基本計画「吉川市困難な問題を抱える女性支援基本計画」として位置付けられています。

- 誰もが安心していきいきと暮らせる環境を築くためには、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会[1]の実現が求められています。

- 女性は、ライフステージ[2]に応じて妊娠や出産、婦人科的疾患等、男性とは異なる健康上の問題に直面します。また、経済的な理由で生理用品を購入できないという「生理の貧困問題」が顕在化しており、女性の健康や尊厳に関わる課題となっています。これらの問題について、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ[3]」（性と生殖に関する健康と権利）の視点に立って、男女が共に正しい知識・情報を得ることや知識を深めることは、私たちの性と生き方に関して重要なことです。

- また、女性はすべての世代において固定的な性別役割分担意識や性別に関する偏見を背景に、非正規雇用労働者の割合が多いことや、ひとり親家庭における世帯収入が低いことで、貧困等の生活上の困難に陥りやすい状況にあり、経済的な側面のみならず、妊娠や育児の不安等、女性特有の身体的・精神的な困難に陥る場合もあります。

- さらに、性的指向や性自認に関すること、障がいがあること、外国人やルーツが外国であること等を理由とした偏見等によって、より複合的な困難を抱えることがあります。このため、様々な属性の人々についての理解を広め、社会全体が多様性を尊重する環境づくりに取り組むことが必要です。

- 令和２（2020）年以降の新型コロナウイルスによる感染症の拡大は、とりわけ女性の生活や雇用等、社会的に弱い立場にある者に、より大きな影響をもたらし、平時の固定的な性別役割分担意識を反映して、我が国の男女共同参画の遅れが改めて顕在化しました。

- また、災害は、地震、風水害等の自然現象（自然要因）とそれを受け止める側の社会の在り方（社会要因）により、その被害の大きさが決まってくると考えられています。とりわけ、非常時には、平時における固定的な性別役割分担意識を反映して、女性や子ども等、脆弱な状況にある人々がより多くの影響を受けることが指摘されています。災害時における女性と男性が受ける影響の違い等に十分に配慮されたジェンダー平等の視点から、平時からの対応が行われることが必要です。

---

[1] 地域共生社会　制度・分野ごとの「縦割り」や、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

[2] ライフステージ　人が生まれ育ち、思春期、成熟期、更年期を迎え、やがて老年期を迎える人生における各段階。

[3] リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）　生涯を通じて、男女が互いの性を理解し合い、身体的、精神的、社会的に良好な状態で、満足できる性生活が確保されるとともに、避妊・妊娠・中絶・出産の過程において、自ら「いつ」「何人」「産むか産まないか」を決定する権利。

Ⅲ-1　健康で自立した生活支援

施策の方向	取り組み内容
Ⅲ-1-(1) いのちと性を尊重する 環境づくり	**①学校における性教育の推進** ・児童や生徒の発達段階に応じた性教育指導を行います。
	②性教育の研究と充実 ・健康指導や学校教育の場において、学校や関係機関と連携のもと研究を行い、性教育指導を行います。
	③健康診査･がん検診･健康相談･健康教育の推進 ・各種健康診査・がん検診・健康相談の実施や、健康づくりに関する学習機会・情報の提供等により、生活習慣病の予防や疾患の早期発見に努めます。
Ⅲ-1-(2) 性差や年代に応じた 心と身体の健康と生活支援	**①こころとからだの相談支援** ・心や身体に関わる悩みに対し、~~精神保健福祉士や保健師等専門知識を持った者による相談や支援の充実を図ります。~~関係機関と連携し、支援を行います。
	②母子保健事業の充実 ・妊娠・出産における母子の健康を守るため、母子手帳の発行やパパママ学級の実施、新生児訪問等を行います。また、父親の理解・協力についての啓発を行います。
	③男性の生活技術向上に関する支援 ・~~食事づくりや食育について学べる出前講座の実施や~~特定保健指導での個別アドバイス等、男性のための生活技術力向上に関する支援を行います。
	④スポーツを通じた健康づくり ・性別や年齢、障がいの有無に関わらず、誰もが気軽にスポーツを通じた健康づくりができるスポーツ事業の実施や体育施設の開放等、地域におけるスポーツ活動の普及・促進に努めます。

Ⅲ-2 ともに支え合う地域社会づくり

施策の方向	取り組み内容
Ⅲ-2-(1) 切れ目のない子育て支援	**①~~子ども・子育て支援事業計画~~こども計画の推進** ・~~「子ども・子育て支援事業計画」~~「こども計画」に基づき、子どもの人権の尊重及び子育てを主体的に行えるよう、住み慣れた地域で安心して妊娠・出産・育児ができる支援体制の充実と、支援を必要とする子どもや家庭へのきめ細かな取り組みを行います。
	②育児・子育てに関する相談支援体制の充実 ・子育てに関する必要な情報を発信するとともに、様々な相談に対応できるよう、~~子育て世代包括支援センター~~こども家庭センター[1]や子育て支援センターにおける相談のほか、子どもと家庭の相談やひとり親相談、教育相談等の相談事業の充実を図ります。また、~~子ども家庭総合支援拠点を設置し、子育て世代包括支援センターと連携した一体的な支援に取り組みます。~~こども家庭センターを中心に、関係機関と連携して妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に取り組みます。
	③保育・育児・子育て環境の充実 ・保護者の就労等に応じた保育ニーズに対応できるよう、0歳児保育や延長保育、病児・病後児保育等、乳幼児の保育事業や学童保育事業とともに、ファミリー・サポート・センター事業[2]において、援助活動を行う協力会員の確保に努め、子育て支援環境の充実を図ります。
Ⅲ-2-(2) ともに支える介護支援	**①介護・高齢者福祉サービスの周知と介護負担の軽減** ・介護が必要な高齢者とその家族に対し「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、関係機関と連携し、サービスの提供を行います。
	②障がい福祉サービスの周知と介護負担の軽減 ・介助・介護が必要な障がい者（児）とその家族に対し、「障がい福祉計画」に基づき、関係機関と連携しサービスの提供を行います。
	③介護予防事業の実施 ・地域の中で、いきいきと健康で自立した生活が送れるよう、介護予防事業を実施します。
	④地域で支える介護者支援 ・誰もが地域の中で、気軽に悩みについて相談できるよう、介護者にとって身近な相談支援の機会の確保に努め、介護者の負担軽減を図ります。

[1] こども家庭センター　妊娠・出産・子育ての総合相談窓口で、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもを対象とし、切れ目なく、効果的に支援を行うための機関

[2] ファミリー・サポート・センター事業　子育ての援助を受けたい方（利用会員）と、子育ての援助を行いたい方（協力会員）同士が育児に関する相互援助活動を行うことで、仕事と育児の両立を支援する。

施策の方向	取り組み内容
Ⅲ-2-(3) 多様性に配慮した視点に立った減災対策	**①多様な市民が参画する減災対策** ・地域住民や団体等と連携しながら減災対策を進める中で、多様なニーズを理解し配慮できるよう女性等の多様な立場の方の参画に努めます。
	②女性減災リーダーの育成・交流・活動支援 ・減災リーダー認定講習会を通じて、地域における防災・減災活動の担い手や、減災対策に多様な視点を反映することができる人材育成に努めます。また、女性減災リーダーの交流の場を提供するとともに、活動の場を広げる支援をします。
	③多様性に配慮した避難所開設・運営マニュアルの策定支援定着 ・令和６年度に策定した各避難所の多様性に配慮した視点に立った開設・運営マニュアルについて、定着を図ります。
Ⅲ-2-(4) 多文化共生の地域づくり	**①国際的な視点に立ったジェンダー平等の推進** ・~~SDGs における「ジェンダー平等」をはじめとする~~男女共同参画に関する国際的な動向についての情報を収集し提供に努めます。また、多文化共生を推進するため、外国の男女共同参画の状況やライフスタイル等について、理解が深まる機会の提供に努めます。
	②地域の多文化共生の推進 ・「多言語ガイドブック」の配布や、多言語による市ホームページへの掲載等、外国人住民への配慮に努めます。 ・地域において、外国文化や風習を学ぶことができるよう、外国出身の講師や団体等を派遣する「多文化共生講師派遣事業」を行います。

Ⅲ-3　困難な問題を抱える女性への支援

施策の方向	取り組み内容
Ⅲ-3-(1) 困難な問題を抱える女性に対する相談体制の充実	① 困難な問題を抱える女性に対する相談支援の実施 ・多様化・複合化および複雑化する困難な問題を抱える女性からの相談にあたって、最大限に本人の意思を尊重しながら相談支援を実施します。
	② 困難な問題を抱える女性に対する相談支援窓口の周知 ・女性総合相談等の困難な問題を抱える女性への支援に関する相談支援窓口の周知に努めます。
	③ 相談員の資質の向上 ・相談員が困難な問題を抱える女性の状況に応じて適切な相談対応や助言ができるよう、福祉事務所を含めた様々な研修や勉強会等へ参加し、相談員の資質の向上を図ります。
Ⅲ-3-(2) 困難な問題を抱える女性に対する自立支援の実施	①包括的支援体制による支援体制の充実 ・福祉分野や関係機関と連携し、包括的な支援体制を構築したうえで、困難な問題を抱える女性の早期発見・早期対応等の適切な支援を図ります。
	②生活・経済的支援 ・生活保護制度や生活困窮者自立支援制度、健康保険やひとり親家庭のための制度等について、必要な助言や申請援助を行います。
	③住宅確保支援 ・困難な問題を抱える女性の状況に応じて、母子生活支援施設や県営住宅の臨時的入居制度等について必要な助言や申請援助を行うほか、住居確保給付金を活用した住宅確保支援を行います。
	④こどもに対する連携支援 ・困難な問題を抱える女性が監護すべき児童を同伴している場合、世帯の状況を把握し、関係機関で連携して必要な支援や見守りを行います。
	⑤特定妊婦に対する支援[1] ・困難を抱える妊婦に対して、適切な情報を提供するとともに、医療機関や県が実施する「妊婦緊急一時受入れ事業」などと連携し、安心安全な出産を支援します。

※　DV 被害者である困難な問題を抱える女性に対する支援については、「Ⅱ－２ひとりで悩みを抱え込むことのない相談支援」に掲載しています。

[1] 特定妊婦　児童福祉法で定められた「出産後の子育てについて、妊娠中から支援が必要だと認められる妊婦」のこと。

基本目標Ⅳ　誰もが活躍できる社会づくり

基本的認識

- この基本目標は、女性活躍推進法に規定される市町村推進計画「吉川市女性活躍推進計画」として位置付けられています。

- 平成 27（2015）年に国連において採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に含まれる持続可能な開発目標（SDGs）では、女性および女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の差別を撤廃することや、政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保すること等が掲げられています。

- 政治、経済、社会等あらゆる分野において、政策・方針決定過程に男女が共に参画し、女性の活躍が進むことは、市民の価値観の多様化が進む中で様々な視点が確保されることによって、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある持続可能な社会を生み出すとともに、~~あらゆる人が暮らしやすい~~社会男性も含めた全ての人の就業環境の改善につながり、性別などに関わらず誰もが暮らしやすい多様な幸せ（well-being）の実現、幸福実感の向上につながります。

- 当市では、審議会等に占める女性委員の比率 40%を目標に掲げてきました。令和７年度は 27.0%であり、目標数値には達していません。

- 就業は生活の経済的基盤であるとともに、経済的自立は、暴力等による困難な状況から抜け出す重要な鍵ともなります。働きたい人が性別に関わりなくその能力を十分に発揮できることは、個人の幸福の根幹をなすものです。

- 働く場において、性別を理由とする差別的取扱い、セクシュアルハラスメント[1]、妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱い等の根絶は、働きたい人が性別に関わりなく活躍できる社会の実現に不可欠です。

- 働きたい人すべてが、仕事と、子育て・介護・社会活動等を含む生活との二者択一を迫られることなく働き続け、職業能力開発やキャリア形成の機会を得ながらその能力を十分に発揮できるよう、出産・育児・介護等への対応も含め、多様で柔軟な働き方を通じたワーク・ライフ・バランス[2]がますます重要となっています。

- また、家事・子育て・介護等の多くを女性が担っている現状を踏まえれば、パートナーである男性も家事・子育て・介護等に参画することによって、子育てや介護の孤立化を防ぐ等の効果があるとともに、職場における働き方・マネジメントのあり方を見直す契機ともなり、ひいては共に暮らしやすい社会づくりに資するものでもあります。

---

[1] セクシュアルハラスメント　主として職場を中心として行われる性的な嫌がらせ。相手の意に反した性的な言動や、その対応によって、仕事をするうえでの不利益を受けたり、就業環境が害されること。

[2] ワーク・ライフ・バランス　仕事と生活の調和。誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方・働き方が選択・実現できること。

Ⅳ-1　政策・方針決定への女性の参画推進

施策の方向	取り組み内容
Ⅳ-1-(1) 多様な市民の市政参画の促進	**①審議会・委員会等における女性委員登用の促進** ・審議会・委員会等における女性の登用を促進し、政策・方針決定への女性の参画を進めるため、関係部署等に対し、審議会等への女性の登用の周知と、「女性人材リスト」を活用した人材情報提供を行いながら、登用状況の把握を行います。
	②多様な提案機会の充実 ・市の重要施策の立案や実施に際し、地域説明会やパブリックコメント等、様々な市民参画の手法により、意見提案の機会を提供します。
	③まちづくりに関する学習機会の提供 ・まちづくりへの関心が高まるよう、出前講座等のまちづくりに関する学習機会の提供に努めます。
Ⅳ-1-(2) 女性のエンパワーメント[1]の拡大	**①地域における女性参画の促進** ・地域で活躍する女性の事例やロールモデルを紹介する等の啓発を行い、女性の参画促進を図ります。
	②女性リーダーの育成 ・機会を捉えて女性リーダーの発掘に努め、「女性リーダー人材リスト」の充実を図ります。また、国や県等が主催する講座やシンポジウム等について情報提供を行い、女性リーダーの知識向上の機会を提供します。

[1] 女性のエンパワーメント　女性の経済・社会的地位の向上を目指して、個々の女性が経済活動や社会に参画するために必要な知識や能力を身に着け、決定し行動できる力をつけていくこと。

Ⅳ-2　多様な働き方への支援

施策の方向	取り組み内容
Ⅳ-2-(1) 働く場における男女共同参画・女性活躍の促進	**①事業所への男女共同参画の理解促進** ・働く場における男女共同参画についての啓発に努め、埼玉県多様な働き方実践企業の認定制度の取得を促進します。
	②職場におけるハラスメント防止の啓発 ・働きやすい職場づくりを阻害する要因となる様々なハラスメントを防止するため、事業主へ積極的に対策を講ずるよう啓発に努めます。
	③労働問題に関する情報提供 ・就業環境や労使関係に関する相談窓口の情報提供を行います。
Ⅳ-2-(2) 誰もが能力を発揮できる就業支援	**①就労支援の充実** ・就職活動相談や就職活動セミナーを実施し、就労に関する支援及び情報提供を行います。また、求人情報の提供や~~合同就職面接会~~就職説明会を開催し就労機会の充実を図ります。
	②職業能力開発の推進 ・女性の職業能力開発に向けた講座やイベントの情報提供を行います。
Ⅳ-2-(3) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた支援	**①ワーク･ライフ･バランスに関する情報の収集と提供** ・事業所や勤労者に対し、子育て・介護・地域活動・趣味等の生活と仕事との両立を図るワーク･ライフ･バランスに関する情報提供を行います。
	②次世代に対するワーク･ライフ･バランスの啓発 ・次世代を担う~~子ども~~こどもたちを対象に、学校等におけるジェンダー平等教育の中で、ワーク・ライフ・バランスの重要性について伝えます。

Ⅳ-3　市が先頭に立って推進する男女共同参画・女性活躍

施策の方向	取り組み内容
Ⅳ-3-(1) 多様な職員の視点が 活かされる市政運営	**①女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の推進** ・特定事業主行動計画に掲げる目標達成のための取り組み状況の公表、計画の検証等の進行管理を行い、女性活躍推進法の趣旨を踏まえ積極的に取り組みます。
	②女性管理職登用の推進 ・~~市職員の管理監督職への女性登用率 30%を目指し、~~女性職員のキャリア支援に資する研究や研修を行い、性別に捉われない登用を推進します。
	③庁内におけるハラスメント防止 ・働きやすい職場づくりを阻害する要因となる様々なハラスメントを防止するため、庁内相談窓口の充実や職員への周知を図ります。
Ⅳ-3-(2) ワーク・ライフ・バランスの 早期実現に向けた支援	**①市の率先した推進** ・適正な定数管理やノー残業デーの実施等による時間外勤務の削減、育児・介護休業制度の利用促進等、職員のワーク・ライフ・バランスを配慮した取り組みを進めます。
	②職員が自ら学ぶワーク・ライフ・バランス ・職員一人ひとりが多様な働き方を理解することや、皆が活躍できる職場づくりを考えることや、業務改善による生産性の向上等、ワーク・ライフ・バランスに資する研修を行います。
	③男性職員の育児参加の促進 ・男性職員の配偶者出産休暇や育児参加休暇の取得を積極的に促すとともに、男性の育児参加を促進し、育児中の職員を支え合う環境づくりを進めます。
Ⅳ-3-(3) 育児・介護をしながら働く 職員への支援	**①出産・育児を控える職員への両立支援** ・出産・育児を控えている職員に対し、各種両立支援制度（育児休業・配偶者出産休暇、育児参加のための休暇等）の活用促進を行います。
	②育児休業者等の職場との連絡体制の確保 ・育児休業等の取得前後において、職場との連絡体制の確保等の必要な支援を行います。
	③育児や介護に係る休暇制度の充実 ・職業生活と家庭生活との両立を推進するため、育児や介護に係る休暇制度の充実を図ります。

第5章
計画の推進

1 重点事業

基本目標Ⅰ　ジェンダー平等の意識づくり

重点 Ⅰ-1 人権の尊重

人権の尊重は、男女共同参画を推進するうえで根底をなす基本理念です。性別だけではなく、性的指向、性自認、年齢、国籍、障がいの有無等を理由とした差別や虐待、ハラスメント等の人権侵害の解消を目指し、人権教育・啓発事業に取り組みます。

《主な取り組み》

・人権啓発パンフレット等の作成・配布
・人権セミナーにおけるジェンダー平等に関する講座の開催
・男女共同参画地域リーダーの育成・交流・活動支援
・性の多様性に関する教職員等への研修の実施
・「自分らしく」生きる気運を醸成するイベントの実施

重点 Ⅰ-2 ジェンダー平等教育の推進

ジェンダー平等については、地球上の誰一人として取り残さない社会の実現を目指すSDGsの目標として「ジェンダー平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」ことが掲げられています。あわせて、埼玉県は全国に先駆けて「ジェンダー主流化」に取り組んでいるところです。ジェンダー平等が国際目標であることを念頭に、県の動向と連携をはかりながら、教育の場や地域におけるジェンダー平等教育の推進を図ります。

また、「市民交流センターおあしす」が、市民交流の場であり、かつ男女共同参画の推進拠点であることを踏まえ、各種啓発事業等を行いながら、男女共同参画に関する情報を発信します。

《主な取り組み》

・教育指導方法の充実による教職員等の理解向上
・ジェンダー平等に関する講座等の実施
・「市民交流センターおあしす」の男女共同参画啓発事業の積極的な実施
・「市民交流センターおあしす」の男女共同参画コーナー等の充実

基本目標Ⅱ　配偶者等に対するあらゆる暴力のない社会づくり

重点 Ⅱ-2 ひとりで悩みを抱え込むことのない相談支援

DV は、生活困窮や児童虐待、介護、自殺等多岐にわたる生活上の困難と暴力被害が複合的に発生している場合が多いこと、また、相談しにくい問題で支援を求める声を上げづらいため潜在化しやすいことを踏まえ、制度や分野の枠を超えた相談支援~~体制の構築に取り組みます~~に取り組むとともに、相談窓口のさらなる周知に努めます。

《主な取り組み》

・ＤＶ被害者に対する相談支援窓口の周知
・ＤＶ防止地域サポーターの養成
・包括的な支援体制の~~構築~~定着

基本目標Ⅲ　安心して暮らせる環境づくり

重点 Ⅲ-2 ともに支え合う地域社会づくり

災害時においては、平時における固定的な性別役割分担意識を反映して、女性や子ども等脆弱な状況にある人々がより多くの影響を受けることが指摘されていることから、平時から、多様な視点に配慮した減災対策に取り組みます。

《主な取り組み》

・女性減災リーダー等の育成・交流・活動支援
・多様性に配慮した避難所開設・運営マニュアルの~~策定~~支援定着

重点 Ⅲ-3 困難な問題を抱える女性への支援

ひとり親や単身女性、高齢女性などを中心に、不安定な就労を継続せざるを得ない状況にある女性は、経済的困難の中で孤立し、生きづらさを抱えていることが懸念されます。また、性差に起因して社会的に様々な困難な問題に直面する場面が多く、このことによって、心身面及び社会的な面で複合的な課題を抱えていることが多い状況です。「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の趣旨を踏まえ、様々な困難を抱える女性を支援するため、各種相談およびその周知を行うとともに、関係部署および関係機関で連携を図りながら、支援に取り組みます。

《主な取り組み》

・困難な問題を抱える女性に対する相談支援窓口の周知
・関係部署および関係機関等との緊密な連携(包括的な支援体制）による支援の実施

基本目標Ⅳ　誰もが活躍できる社会づくり

重点　Ⅳ-1 政策・方針決定への女性の参画推進

女性の意見を地域社会に反映させていくためには、政策・方針決定過程の場における女性の参画を進めていく必要があります。地域で活躍する女性の発掘や、審議会等における積極的な女性の登用を促進します。

《主な取り組み》

・審議会等における女性委員登用の促進
・地域で活躍する女性の活躍紹介
・女性リーダーの育成
~~・埼玉県多様な働き方実践企業の認定制度の取得の促進~~

重点　Ⅳ-3 市が先頭に立って推進する男女共同参画・女性活躍

多くの職員が働く市役所が、市民の先頭に立って男女共同参画を実践することが必要です。女性活躍推進法に基づく「特定事業主行動計画」を着実に推進しながら、性別に関わらず誰もが活躍できる職場づくりに取り組みます。

《主な取り組み》

・女性キャリア研修の実施
・男性職員の育児参加の促進
・仕事と子育ておよび介護の両立支援

2 計画の進行管理

本計画の取り組みの進行状況や達成度を把握・評価し、施策の推進における課題等を明らかにし、その後のより効果的な取り組みにつなげるため、数値目標を設定します。

(1)成果指標

	指標名・説明	令和 7 年度 (2025 年度)	▶	令和 13 年度 (2031 年度)
1	**男女の平等意識** 吉川市市民意識調査において、男女が平等に活動できていると「感じる」「どちらかと言えば感じる」と選択した割合。	72.5%	▶	80.0%
2	**男女の役割分担について「理想」と「現実」で、最も多い選択肢の一致** 吉川市男女共同参画基礎調査において、男女の役割分担の「理想」と「現実」について、最も多く選択された項目を引き続き一致。	一致	▶	一致
3	**DV 経験者の相談しなかった割合** 吉川市男女共同参画基礎調査において、DV 経験者が「相談したかったが、相談しなかった」と選択した割合。	10.6%	▶	5.0%
4	**審議会等における女性委員の登用率** 審議会等における女性委員の割合。	27.0%	▶	40.0%
5	**女性委員が 40%以上を占める審議会等の割合** 審議会等において女性委員が 40%以上を占める審議会の割合。	31.8%	▶	50.0%
6	**管理監督職に占める女性職員の登用率** ①市職員のうち、~~管理監督職(~~係長級以上~~)~~に占める女性職員の割合。 ②市職員のうち、課長級以上に占める女性職員の割合。	① 23.1% ② 11.4%	▶ ▶	30.0%以上※ 15.0%以上※

※「吉川市特定事業主行動計画」において、令和 12 年度までの達成を目標として設定。

(2)活動指標

基本目標	指標名	令和７年度 (2025 年度)	▶	令和 13 年度 (2031 年度)
Ⅰ	人権セミナーにおけるジェンダー平等に関する講座の開催	年１回実施	▶	年１回実施
	性の多様性に関する教職員等への研修の実施	年１回実施	▶	年１回実施
	~~ジェンダー平等に関する情報の発信数（媒体数）~~	~~12 媒体~~	▶	~~12 媒体~~
	男性の育児・家事参加に関する事業の実施	年 ~~26~~ 回実施	▶	年 ~~36~~ 回実施
	男女共同参画地域リーダーの登録者数	66 人	▶	100 人
	自分らしく生きる気運を醸成するイベントの実施	年１回実施	▶	年１回実施
Ⅱ	~~DV 防止に関する情報の発信数（媒体数）~~	~~12 媒体~~	▶	~~12 媒体~~
	DV 相談および困難な問題を抱える女性の相談窓口に関する案内を設置した市内商業施設の数	―		10 店舗
	DV 防止地域サポーター養成講座の受講者数	119 人	▶	190 人
	~~包括的な支援体制の構築~~	~~―~~	▶	~~設置~~ ~~（令和８年度まで）~~
	内閣府「女性に対する暴力をなくす運動」に関連した啓発事業の実施数	４媒体	▶	４媒体
Ⅲ	乳児への安否確認の実施率	100%	▶	100%
	ファミリー・サポート・センター事業の協力会員数	282 人	▶	300 人
	健康づくり・介護予防リーダーの登録者数	274 人	▶	350 人
	女性減災リーダーの認定者数	177 人	▶	290 人
	~~多様性に配慮した避難所開設・運営マニュアルの策定率~~	~~―~~	▶	~~100%~~
	DV 相談および困難な問題を抱える女性の相談窓口に関する案内を設置した市内商業施設の数【再掲】	―	▶	10 店舗
	困難な問題を抱える女性に関する情報の発信（広報掲載）	―	▶	年１回
Ⅳ	女性人材リストの登録者数	50 人	▶	65 人
	地域で活躍する女性の活動紹介（広報掲載）	年１回	▶	年１回
	審議会等における女性委員の登用状況の確認	年４回	▶	年４回
	~~埼玉県多様な働き方実践企業の認定事業者数~~	~~34 社~~	▶	~~50 社~~ ~~（令和８年度まで）~~
	女性キャリア研修の実施	年１回実施	▶	年１回実施
	男性職員の育児~~休暇等休業~~の取得率 ①２週間以上　②１月以上	①100% ②50%	▶	①85%以上※ ②50%以上※

※　「吉川市特定事業主行動計画」において、令和 12 年度までの達成を目標として設定。

3 計画の推進体制

男女共同参画社会の実現のためには、行政による取り組みだけではなく、市民、事業者、関係団体等、地域社会全体の理解と協力のもと、本計画を総合的、計画的に推進することが必要です。

男女共同参画の着実な推進に向け、次の体制により進めていきます。

(1)庁内の推進体制

①男女共同参画推進会議

吉川市男女共同参画推進会議設置要綱第１条の規定により、吉川市男女共同参画推進会議を設置し、基本計画及び男女共同参画に係る施策の連絡調整を行います。

②男女共同参画庁内連絡会議

吉川市男女共同参画庁内連絡会議設置要綱第１条の規定により、推進会議の下部組織として、吉川市男女共同参画庁内連絡会議を設置し、基本計画及び男女共同参画に係る施策の調査・研究を行います。

(2)市民参画による推進体制

①男女共同参画審議会

条例第 24 条の規定により、吉川市男女共同参画審議会を設置し、基本計画の策定等に関し、調査審議します。

②市民意識調査

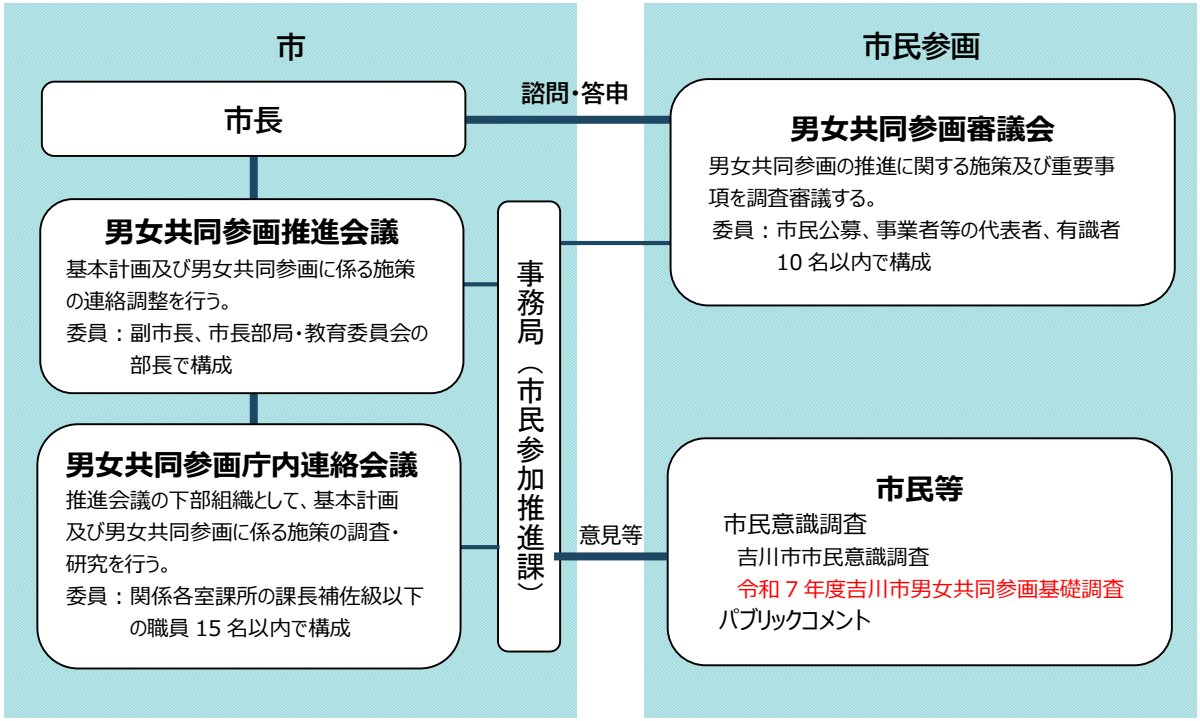
男女共同参画に関する市民の意識や、生活実態を把握するため、「吉川市市民意識調査~~（毎年）~~」や「吉川市男女共同参画基礎調査（５年ごと）」を定期的に実施し、男女共同参画の取り組みに反映します。

③パブリック・コメント

本計画の策定や改定時においては、市が作成する基本計画の原案について、市民の意見を広く聴取するため、吉川市市民参画条例第６条に規定するパブリック・コメントを実施します。

④進行状況報告書

本計画の実施状況等を明らかにするため、毎年度、進行状況報告書を作成し公表します。



(3)市民交流センターおあしす

市民交流センターおあしすは、市民交流の推進や社会福祉の増進のみならず、男女共同参画社会の実現を目指す施設として位置付けられています。市民や関係団体等との連携のもと、男女共同参画を推進する拠点として、市民交流センターおあしすの活用を図ります。

■吉川市民交流センターおあしす条例（抜粋）

（設置）

第１条　市民交流を推進し、個性豊かな市民文化の創造、男女共同参画社会の実現及び社会福祉の増進に寄与するため、吉川市民交流センターおあしす（以下「おあしす」という。）を吉川市きよみ野一丁目１番地に設置する。

■吉川市男女共同参画推進条例（抜粋）

（男女共同参画推進施設）

第23条　市は、吉川市民交流センターおあしす（吉川市民交流センターおあしす条例（平成１０年吉川市条例第３０号）に基づき設置された施設をいう。）を活用し、男女共同参画社会の実現に向けた施策の実施、並びに市民及び事業者等による男女共同参画の取組の支援に努めるものとします。